

令和3年度税制改正のポイント

税理士法人 渡邊芳樹事務所

2021年2月12日



目次

I.	令和3年度税制改正(大綱)ダイジェスト	P. 3
II.	序章	P. 20
III.	個人所得課税	P. 30
IV.	資産課税	P. 38
V.	法人課税	P. 48
VI.	消費課税	P. 77
VII.	国際課税	P. 80
VIII.	納税環境の整備	P. 83
IX.	資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等	P. 89
X.	検討事項	P. 99
XI.	(再掲)令和2年度税制改正ダイジェスト	P. 103



I 令和3年度税制改正（大綱）ダイジェスト

税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

- ・住宅ローン控除の拡充等
- ・退職所得課税の適正化
- ・セルフメディケーション税制の延長・拡充等
- ・同族会社が発行した社債利子等の課税の適正化
- ・確定申告に係る申告不要等

■ 資産課税

- ・国際金融都市に向けた税制上の措置
- ・住宅取得等資金の贈与税の非課税措置等
- ・教育資金・結婚子育て資金の一括贈与の見直し
- ・固定資産税等の負担調整の措置
- ・特定美術品に係る相続税の納税猶予制度の拡充
- ・個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の見直し
- ・非上場株式等の相続税の納税猶予制度における後継者役員要件の緩和
- ・農地等に係る納税猶予制度の免除措置の延長

■ 法人課税

- ・DX投資促進税制の創設
- ・給与等の引上げ及び設備投資に係る税額控除制度の見直し
- ・研究開発税制の見直し
- ・繰越欠損金の控除上限の特例の創設
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
- ・中小企業向け投資促進税制等の見直し等
- ・中小企業における所得拡大促進税制の見直し
- ・株式対価M&Aを促進するための措置の創設
- ・中小M&A税制の創設

■ 消費課税

- ・車体課税の見直し・延長

■ 国際課税



- ・外国組合員に対する課税の特例

■ 納税環境の整備等

- ・税務関係書類における押印義務の見直し
- ・電子帳簿保存制度の見直し


税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）の拡充	 減	住宅の取得等に係る消費税が10%の場合に控除期間を13年間とする特例 令和2年12月31日末までに入居したものが対象	下記期間内に契約を締結し、かつ令和4年12月31日までに入居したのも対象となる ・居住用家屋の新築 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで ・新築・中古住宅の取得 ・増改築等 令和2年12月1日から 令和3年11月30日まで ※床面積が40㎡以上50㎡未満のものについても対象となるが適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限る	—
退職所得課税の適正化	 増	従業員については退職所得控除後の残額に2分の1課税適用あり	勤続年数が5年以下である従業員は退職所得控除後の残額のうち300万円を超える部分は2分の1課税適用なし	令和4年分から適用

税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
セルフメディケーション 税制の見直し		【適用期間】 令和3年12月31日 購入分まで	【適用期間】 令和4年1月1日から令和8年12月31 日購入分まで 【対象医薬品】 ①従前対象となっていたスイッチ OTC医薬品から、療養の給付に要す る費用の適正化の効果が低いと認め られるものを除外 ②スイッチOTC医薬品と同種の効能 又は効果を有する要指導医薬品又 は一般用医薬品で、療養の給付に要 する費用の適正化の効果が著しく高 いと認められるもの(3薬効程度)を追 加	令和4年1月1日以降 購入分から適用
健康保険法等に基づ く健康診査等「取組関 係書類」の確定申告 書添付不要化	—	—	・「取組関係書類」の確定申告書へ の添付・提示が不要となる ・税務署長は、確定申告期限等後5 年間は「取組関係書類」の提出又は 提示を求めることができる	令和3年分の確定申 告書(令和4年1月1日 以後提出分)から適用

税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
同族会社が発行した社債の利子等の課税の適正化	↑ 増	同族会社の個人株主等が支払を受ける利子等が総合課税の対象	左記に加え、同族会社の子会社や孫会社から個人株主等が支払を受ける利子等についても総合課税の対象	令和3年4月1日から適用
確定申告に係る申告不要等(所得税)	—	配当控除後に税額があると還付申告でも申告義務が発生	予納税額や源泉所得税等があるため還付申告になる場合には、確定申告書の提出を要しない	令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税に適用
確定申告に係る申告不要等(個人住民税)	—	上場株式等の特定配当等につき所得税と住民税で異なる課税方式を選択したい場合は、別途個人住民税の申告が必要	原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結	令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用



税制改正ダイジェスト

■ 資産課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
国際金融都市に向けた税制上の措置	減	右記の財産について、相続税・贈与税課税	国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始時・贈与時に国内に居住する在留資格を有する者から相続(遺贈)・贈与により取得する国外財産について、相続税・贈与税を課さない	大綱に具体的な実施時期の記載なし
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等	減	①令和3年4月1日から12月31日までの非課税限度額 ・一定の耐震等の住宅用家屋の新築等 1,200万円 ・上記以外の耐震等の住宅用家屋の新築等 800万円 ②床面積要件の下限 50㎡以上	①令和3年4月1日から12月31日までに契約を締結した場合の非課税限度額を引き上げ ・一定の耐震等の住宅用家屋の新築等 非課税限度額 1,500万円 ・上記以外の耐震等の住宅用家屋の新築等 非課税限度額 1,000万円 ②一定の受贈者又は、相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げ	令和3年1月1日以後の贈与に適用

税制改正ダイジェスト

■ 資産課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置		令和3年3月31日まで	適用期限を2年延長	令和5年3月31日まで
		①贈与から3年以内に贈与者が死亡した場合、管理残額を相続財産に加算 (受贈者が23歳未満である場合等を除く) ②2割加算の適用なし	①贈与者が死亡した場合、贈与から死亡までの年数にかかわらず、管理残額を相続財産に加算 (受贈者が23歳未満である場合等を除く) ②贈与者の子以外については2割加算の対象	令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等
		—	対象資金の範囲に、一定の認可外保育施設に支払われる保育料等を追加	令和3年4月1日以後に支払われる教育資金
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置		令和3年3月31日まで	適用期限を2年延長	令和5年3月31日まで
		2割加算の適用なし	管理残額が相続財産に加算される場合、贈与者の子以外については、2割加算の対象	令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等
		受贈者の年齢要件の下限20歳以上	受贈者の年齢要件の下限を18歳以上に引き下げ	令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等
		—	対象資金の範囲に、一定の認可外保育施設に支払われる保育料等を追加	令和3年4月1日以後に支払われる結婚・子育て資金


税制改正ダイジェスト

■ 資産課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
土地に係る固定資産税等の負担調整措置	—	—	<p>①宅地及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの3年間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する</p> <p>②その上で、令和3年度に限りの措置として、次の措置を講ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等及び農地等については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。 ・令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地については、所要の措置を講ずる 	<p>①令和3年度から令和5年度までの3年間</p> <p>②令和3年度限り</p>


税制改正ダイジェスト

■ 資産課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度	—	特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除に係る特例措置の対象に現代美術品は含まれていない	特例措置の対象に現代美術品を追加する	令和3年4月1日から適用
個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度		適用対象となる特定事業用資産の範囲に、乗用自動車(自動車税等の営業用の標準税率が適用されるものを除く)は含まれていない	適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車(※)を加える (※)貸借対照表(青色申告書)に計上されているもので取得価額が500万円以下の部分に対応する部分まで	大綱に具体的な実施時期の記載なし

税制改正ダイジェスト

■ 資産課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度	 減	被相続人が60歳未満で死亡した場合には、後継者は対象会社の役員に就任している必要はない (60歳以上で死亡した場合には、後継者は対象会社の役員に就任している必要がある)	次に該当する場合には、後継者が役員に就任していなくても本制度の適用を受けることができることとする ・被相続人が70歳未満で死亡した場合 ・後継者が特例承継計画に記載されている者である場合	大綱に具体的な実施時期の記載なし
農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の全額免除	—	—	適用期限を5年間延長	令和8年3月31日まで延長




税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設	↓ 減	(新設)	事業適応計画の認定を受けた青色申告書提出法人が、その計画に従って実施されたソフトウェアの購入又はソフトウェアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る)について、 <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額×30%相当の特別償却 ・取得価額×3%(一定の場合5%) の税額控除 のいずれかの選択適用を行うことができる	産業競争力強化法の改正法施行日(時期未定)から令和5年3月31日までの間
給与等の引上げ及び設備投資に係る税額控除制度の見直し(大企業向け)	↓ 減	要件① 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額に対して、 3%以上 の増加 要件② 国内設備投資額が減価償却費総額の95%以上	【大企業向けの要件緩和】 要件① 新規雇用者給与等支給額が前期の 新規雇用者給与等支給額 に対して、 2%以上 の増加 要件② 削除	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度について適用

税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
試験研究を行った場合の税額控除制度 (研究開発税制の見直し)	 増	○対象となる試験研究費の見直し 会計上費用に計上した研究開発費のうち、税務上損金算入要件を満たさないものは、研究開発税制の適用不可	○クラウドサービスに用いるツールなど、自社利用ソフトウェアに要した試験研究費等を適用対象に追加	大綱に具体的な実施時期の記載なし
	 減		○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除率の見直し及び控除上限の引き上げ	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度
	 減		○オープンイノベーション型の対象範囲の追加等 ・国立研究開発法人・国公立大学等の外部化法人との共同研究及び委託研究 ・特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加える	大綱に具体的な実施時期の記載なし

税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
繰越欠損金の控除上限の特例の創設	↓ 減	中小法人等以外の法人については所得金額×50%が限度	産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けた青色申告法人の一定期間内に生じた欠損金額については脱炭素やDX、事業再構築等への投資に応じた範囲内で最大100%まで控除可能	次のいずれにも該当する事業年度 ①基準事業年度開始の日以後5年以内に開始した事業年度 ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	↓ 減	—	【対象法人】 産業競争力強化法の中長期環境適応計画(仮称)について認定を受けた青色申告法人 【対象資産】 中長期環境適応生産性向上設備(仮称)・中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称) 【特別償却・税額控除選択適用】 取得価額の50%の特別償却 取得価額の5%(一定のものにあっては10%)の税額控除の選択適用	【対象資産取得期間】 産業競争力強化法の改正法施行日(時期未定)から令和6年3月31日までの間

税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
中小企業投資促進税制等の見直し及び延長	↓ 減	【中小企業投資促進税制】適用期限： 令和3年3月31日まで	【中小企業投資促進税制】 適用期限： 令和5年3月31日まで(2年延長)	令和5年3月31日まで延長
	↑ 増	【商業サービス業農林水産業活性化税制】 適用期限： 令和3年3月31日まで	【商業サービス業農林水産業活性化税制】 適用期限をもって廃止	令和3年3月31日をもって廃止
	↓ 減	【中小企業経営強化税制】 適用期限： 令和3年3月31日まで	【中小企業経営強化税制】 適用期限： 令和5年3月31日まで(2年延長) 対象設備の追加	令和5年3月31日まで延長
中小企業における所得拡大促進税制の見直し	—	【適用要件】 ①及び②を満たすこと ①適用年度の雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 ②適用年度の継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 101.5%	○適用要件の簡素化 【適用要件】 適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5% を満たすこと ○雇用調整助成金等の取扱いの明確化 適用要件判定では控除せず、控除税額計算では控除する	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度



税制改正ダイジェスト

■ 法人課税


内容	負担	改正前	改正後	実施時期
株式対価M&Aを促進するための措置の創設	減	— (類似制度である、産業競争力強化法に基づく株式対価M&Aに係る措置は適用期限(令和3年3月31日)に廃止)	○株式交付により、買収対象会社株式を譲渡し、株式交付親会社(買収会社)株式等の交付を受けた場合、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる ○課税の繰延べは、対価として交付を受けた資産の価額のうち、株式交付親会社株式の価額が80%以上の場合に限る	大綱に具体的な実施時期の記載なし
中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(中小M&A税制)	減	—	○経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、他の法人の株式等を取得(取得価額が10億円以下の購入に限る)し、当該事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、その取得価額の70%以下の金額を準備金として積立てたときは、損金算入できる ○上記準備金は、その株式の全部または一部を有しなくなった場合等、または5年間の据置期間経過後に5年間の均等取崩しにより益金算入する	改正中小企業等経営強化法の施行日(未定)から令和6年3月31日までの間に経営力強化計画に認定を受けた場合に適用

税制改正ダイジェスト

■ 消費課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
車体課税の見直し・延長		自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 税率1%分軽減 適用期限： 令和3年3月31日	自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 税率1%分軽減 適用期限 令和3年12月31日 (9ヵ月延長)	令和3年12月31日 まで延長
		自動車重量税のエコ カー減税 適用期限： 令和3年4月30日	自動車重量税のエコカー減税 適用期限： 令和5年4月30日 (見直しを行い2年延長)	令和5年4月30日 まで延長

■ 国際課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
外国組合員に対する課税の特例		—	特例適用投資組合契約を締結している外国組合員に対する課税の特例適用における、特例適用投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合判定の緩和	大綱に具体的な実施時期の記載なし

税制改正ダイジェスト

■ 納税環境整備

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
税務関係書類における押印義務の見直し	—	押印必要	押印が必要であった税務関係書類について、一定のものを除き押印を要しない	令和3年4月1日以後
電子帳簿等保存制度の見直し	—	○帳簿書類の電磁的記録による保存制度 ○スキャナ保存制度 ○電子取引記録の保存制度 について、厳格な要件に基づく事前承認を要する	左記制度について、承認制度の廃止、タイムスタンプ要件の付与期間延長、保存要件の緩和、出力書面による代替措置の廃止など	令和4年1月1日から内容に応じて下記 ・同日以後 ・同日以後法定申告期限等到来の国税 ・同日以後に行う電子取引の取引情報



Ⅱ 序章

- 令和3年度予算のポイント
- デジタル・セーフティネットの構築
- マイナンバーの利活用の促進(工程表)
- 令和3年度予算フレーム
- 経済指標の推移
- 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
- 令和3年度一般会計歳出・歳入の構成
- 高齢化の推移と将来推計
- 令和3年度税制改正の概要

序章

■令和3年度予算のポイント

感染拡大防止

- 予期せぬ状況の変化に備え、2年度においてコロナ予備費5兆円を確保しているほか、3年度予算においても**コロナ予備費5兆円**を措置。
- 3次補正予算で**病床・宿泊療養施設の確保**、**新型コロナワクチン接種体制の整備・接種等**を措置。さらに、以下により、感染拡大の防止に万全を期す。
 - ・ 感染症危機管理体制・保健所体制の整備
 - ・ 医療機器の国内生産能力の増強
 - ・ 感染症対策のための診療報酬の臨時的措置等

デジタル社会・グリーン社会の実現

- 3年9月に、強力な総合調整機能を有する**デジタル庁**を設置。官民の高度専門人材を結集し500名規模の体制。**情報システム予算の一括計上**を進め3,000億円規模の予算を措置し、政府全体の情報システムを一元的に管理。このほか、市町村の体制整備への支援を通じ**マイナンバーカードの取得促進**。運転免許証とマイナンバーカードの一体化を推進。
- グリーン社会の実現に向け、野心的な二酸化炭素の排出削減に取り組む企業に対する**成果連動型の低利融資制度の創設**（今後3年間で1兆円の融資規模）や**E S G投資の呼び込み支援**を実施。再エネ・省エネ等の研究開発・導入を支援。3次補正予算においても、カーボンニュートラルに向けた**革新的な技術開発**等を支援。

活力ある地方創り（資料3参照）

少子化対策など全世代型の社会保障制度の構築（資料3参照）

歳出改革の取組の継続

- 「骨太方針」で定めた**歳出改革の取組を継続**し、「**目安**」を達成。予算の質も向上（資料6参照）。
 - ・ 社会保障関係費 +1,507億円（医療費動向を踏まえた前年度の土台からの実質的な伸びは+3,500億円程度）
 - ・ 非社会保障関係費 +330億円（これまでの取組の継続）

2

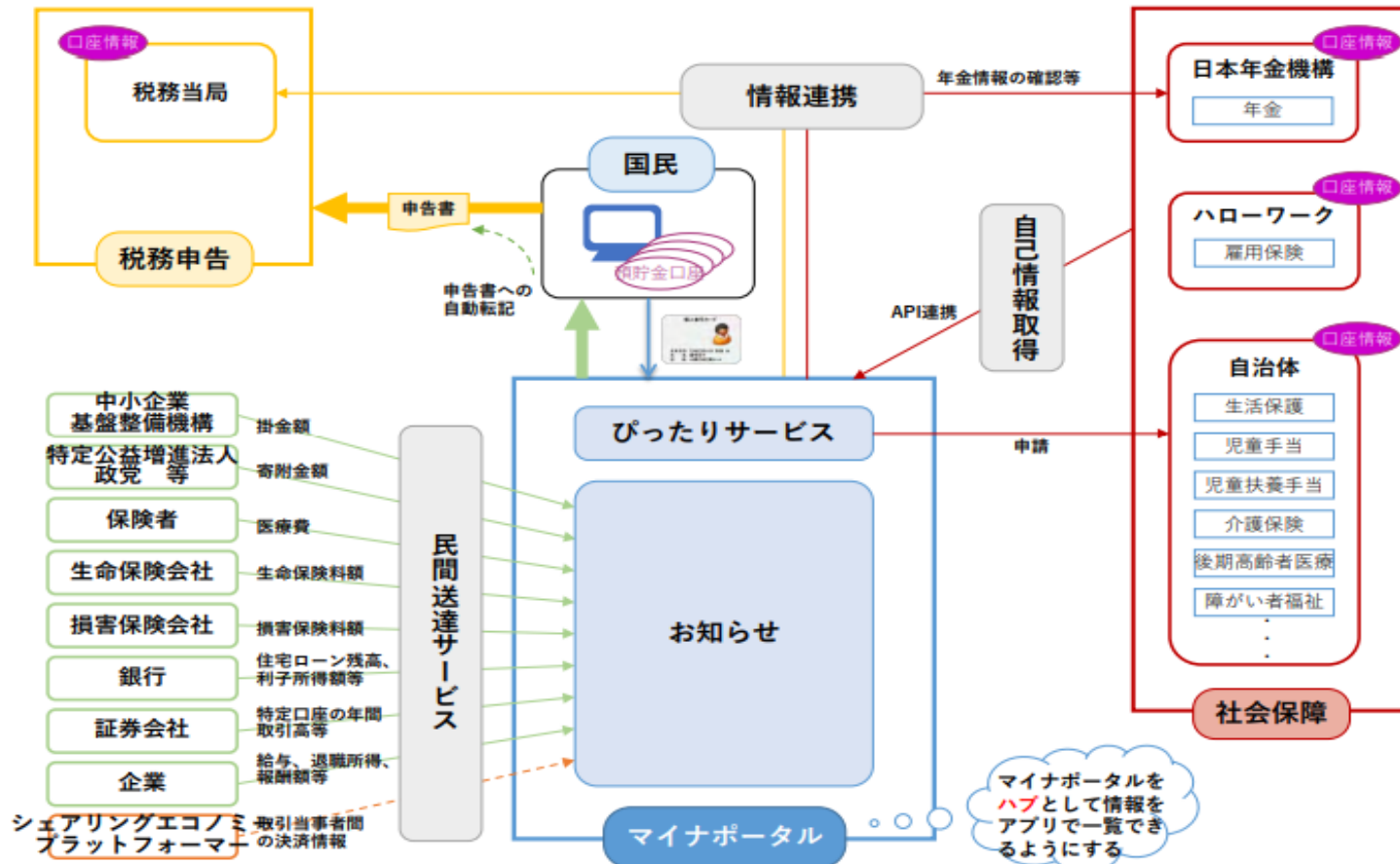
出典：財務省「令和3年度予算のポイント」

▶ 感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題（デジタル社会・グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度等）にも対応する予算。

序章

■ デジタル・セーフティネットの構築

マイナポータルを活用（イメージ図）



出典: マイナンバー制度及び九日と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ第1回提出資料

➤ マイナポータルを活用したデジタル基盤の構築

序章

■マイナンバーの利活用の促進(工程表)

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
年末調整・確定申告における自動入力の実現	年末調整・確定申告の簡便化に係る取組み順次実施 (添付書類のデータ一括取得、自動入力)					
ふるさと納税に係る寄付金控除手続きにおける自動入力の実現	指定寄付仲介事業者と連携	確定申告における自動入力の実現				
iDeCo手続きのオンライン化・デジタル化	iDeCo手続きのオンライン化・デジタル化					
	国民年金基金連合会におけるオンライン化の検討・実現					
マイナポータルから取得できるデータの拡大	各種証明書等のマイナポータルにおける取得データの増加 ▲医療費通知証明データ (2022年1月(2021年9月診療分)) ▲公的年金等源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書データ(2022年10月以降)					
民間事業者のデジタル化対応の加速化	集中的に支援実施					
クラウドを活用した新しいデータ授受策活用の検討	システム整備、民間事業者のシステム対応	金融機関等が税務署に提出する法定調書から順次利用開始				

出典：内閣官房資料令和2年12月11日

➤マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築(民間情報と電子申請等の連携、税(所得情報)と社会保障の連携等)の検討

序章

■令和3年度予算フレーム

【歳出・歳入の状況】

(単位：億円)

	2年度予算(当初)	3年度予算	2' → 3'	備 考
(歳 出)				
一 般 歳 出	617,184	669,020	51,837	○ 医療費動向を踏まえた前年度の土台からの実質的な伸びは+0.35兆円。
社会保障関係費	356,914	358,421	1,507	
社会保障関係費以外	260,269	260,599	330	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	-	50,000	50,000	
地方交付税交付金等	158,093	159,489	1,396	
国 債 費	233,515	237,588	4,072	
うち債務償還費(交付国債分を除く)	145,394	147,317	1,923	
うち利払費	83,904	85,036	1,132	
小 計	1,008,791	1,066,097	57,306	
臨時・特別の措置	17,788	-	△ 17,788	
計	1,026,580	1,066,097	39,517	
(歳 入)				
税 収	635,130	574,480	△ 60,650	○ 公債依存度40.9% ○ 建設公債 令2：7兆1,100億円 → 令3：6兆3,410億円 特例公債 令2：25兆4,462億円 → 令3：37兆2,560億円 ○ 財政収支赤字(利払費相当分と政策的支出による赤字相当分の公債金の合計)は28.9兆円。
そ の 他 収 入	65,888	55,647	△ 10,241	
公債金(歳出と税収等との差額)	325,562	435,970	110,408	
債務償還費相当分(交付国債分を除く)	145,394	147,317	1,923	
利払費相当分	83,904	85,036	1,132	
政策的支出による赤字(基礎的財政収支赤字)相当分	96,264	203,617	107,353	
計	1,026,580	1,066,097	39,517	

(注1) 「社会保障関係費」、「社会保障関係費以外」の2年度予算は、3年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 税収には印紙収入を含む。

(注4) 公債金の分類は基礎的財政収支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。

(注5) 現行の特例公債法は5年間の特例公債の発行根拠を定めており、2年度末で期限を迎える。このため、更に5年間の特例公債の発行根拠を設ける法案を提出する方向で検討中。

出典：財務省「令和3年度予算のポイント」

序章

■ 経済指標の推移

< 経済指標 >

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見直し)
名目GDP成長率	▲0.1%	2.7%	2.1% (0.7%)	3.3%	0.8%	2.0%	0.2%	0.5% (0.1%)	▲4.2% (▲4.8%)	4.4%
名目GDP	499.4兆円	512.7兆円	523.4兆円	540.7兆円	544.8兆円	555.7兆円	556.8兆円	559.7兆円	536.1兆円	559.5兆円
実質GDP成長率	0.6%	2.7%	▲0.4%	1.7%	0.8%	1.8%	0.3%	▲0.3%	▲5.2%	4.0%
消費者物価上昇率	▲0.3%	0.9%	2.9% (0.9%)	0.2%	▲0.1%	0.7%	0.7%	0.5% (0.3%)	▲0.6% (▲0.4%)	0.4% (0.2%)
完全失業率	4.3%	3.9%	3.5%	3.3%	3.0%	2.7%	2.4%	2.3%	3.1%	2.7%

(注1) 平成23年基準(2008SNA)による。

(注2) 令和2年度及び令和3年度は、「令和3年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度」(令和2年12月18日閣議了解)による。

(注3) 平成26年度、令和元年度及び令和2年度の名目GDP成長率及び消費者物価上昇率のカッコ内の計数は、消費税率引上げ等による影響を機械的に除いた計数。令和3年度の消費者物価上昇率のカッコ内の計数は、Go To キャンペーン事業による影響を機械的に除いた計数。

< 財政指標(一般会計) >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (政府案)
一般歳出	51.2兆円	54.0兆円	56.5兆円	57.4兆円	57.8兆円	58.4兆円	58.9兆円	62.0兆円	63.5兆円	66.9兆円
税収 <small>(注1)は消費税率引上げに伴う増収分 (増収部分)</small>	42.3兆円	43.1兆円	50.0兆円 (4.5兆円)	54.5兆円 (6.2兆円)	57.6兆円 (6.3兆円)	57.7兆円 (6.3兆円)	59.1兆円 (6.4兆円)	62.5兆円 (7.9兆円)	63.5兆円 (10.2兆円)	57.4兆円 (9.5兆円)
公債金収入	44.2兆円	42.9兆円	41.3兆円	36.9兆円	34.4兆円	34.4兆円	33.7兆円	32.7兆円	32.6兆円	43.6兆円
基礎的財政収支	25.3兆円	23.6兆円	18.3兆円	13.7兆円	11.1兆円	11.2兆円	10.7兆円	9.5兆円	9.6兆円	20.4兆円
公債依存度	47.6%	46.3%	43.0%	38.3%	35.6%	35.3%	34.5%	32.2%	31.7%	40.9%

(注1) 計数は当初予算ベース、公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

(注2) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

(注3) 平成26年度から平成30年度の消費税率引き上げに伴う増収分は5%から8%への引上げに伴うもの。令和元年度から令和3年度については、5%から10%への引上げに伴うもの。

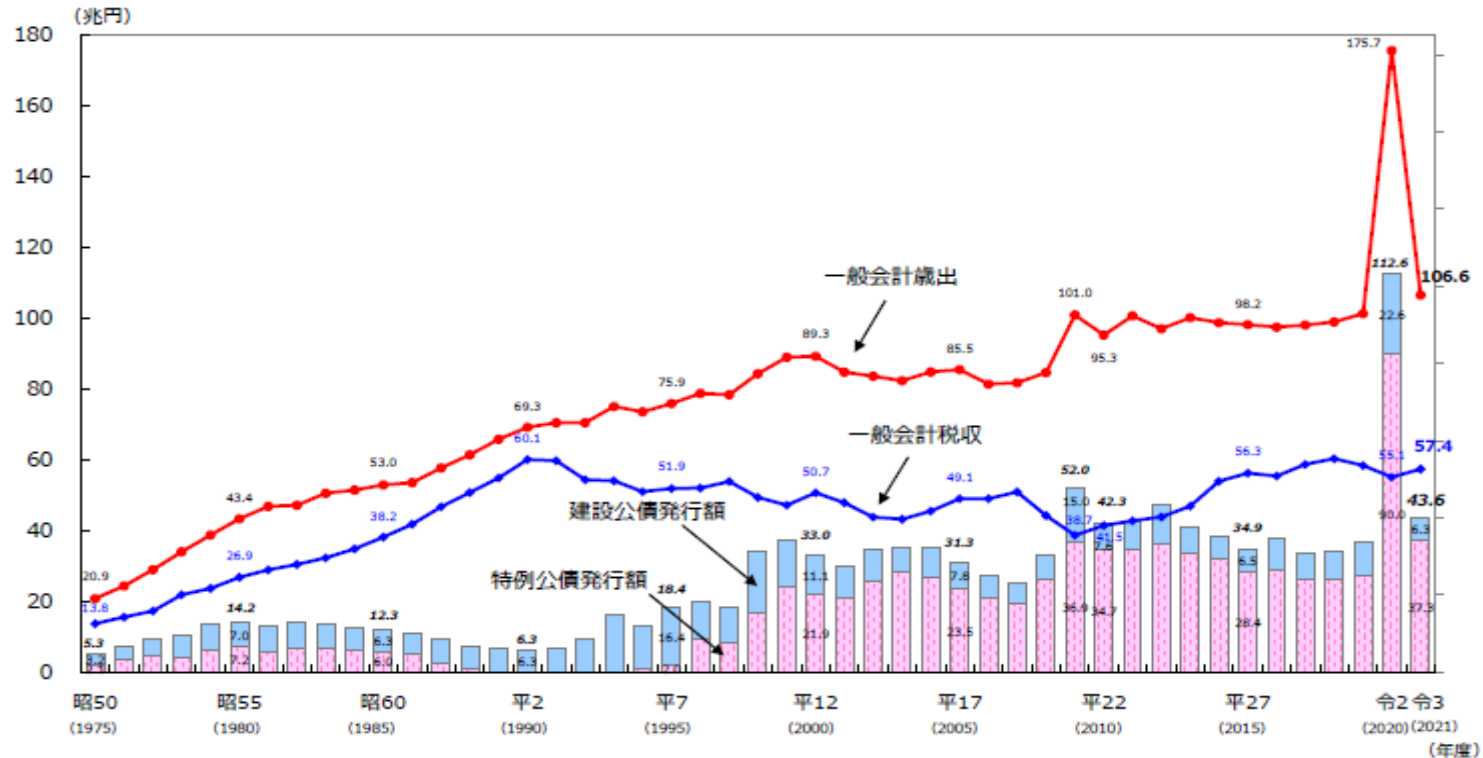
(注4) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注5) 令和3年度予算における基礎的財政収支の考え方にに基づき、繰及改定。

出典: 財務省「令和3年度予算のポイント」

序章

■一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算案、令和3年度は予算案による。

(注2) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

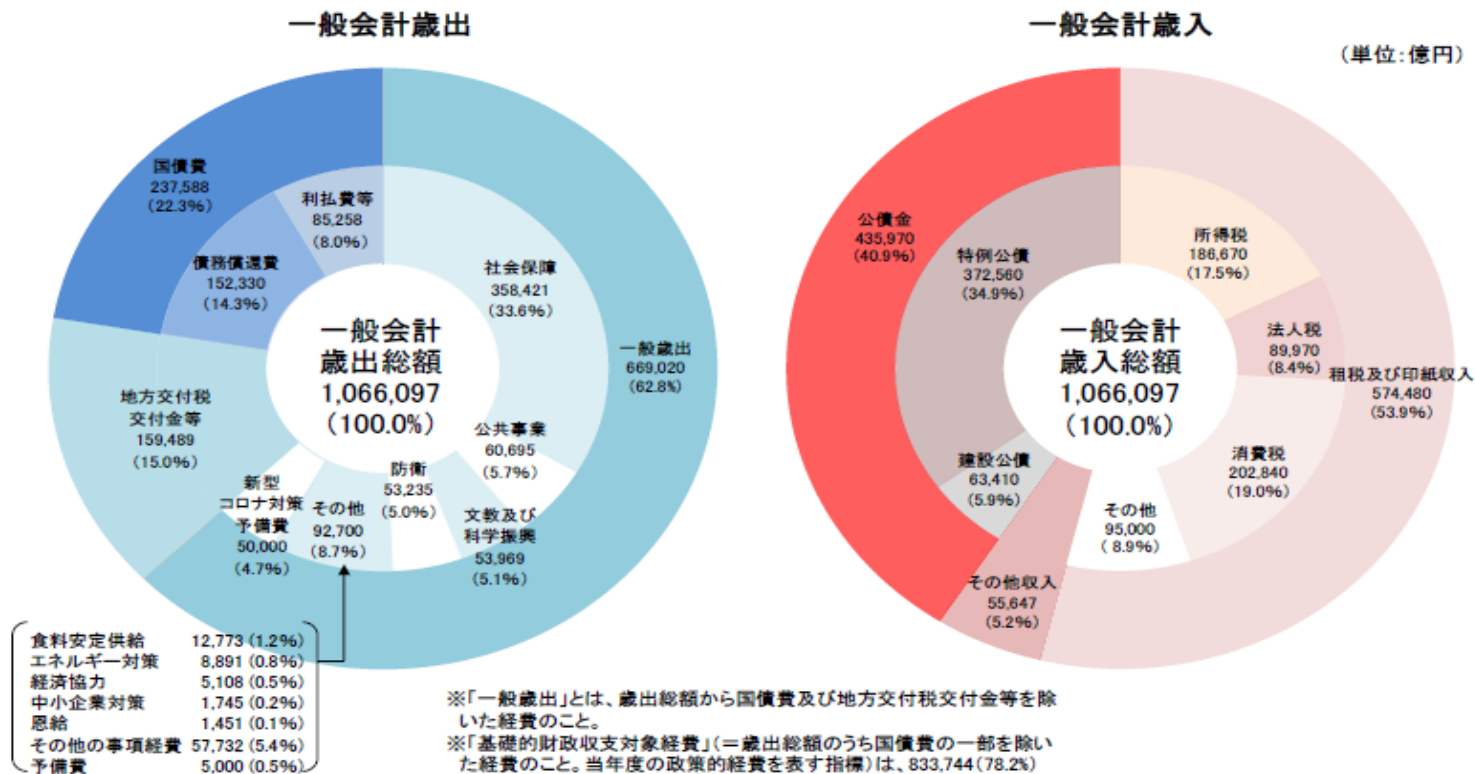
(注3) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

出典：財務省「令和3年度予算のポイント」

➤ 歳出総額および税収による歳入金額は増加傾向（前年は新型コロナ対策に伴う補正予算により大幅増加）

序章

■令和3年度一般会計歳出・歳入の構成



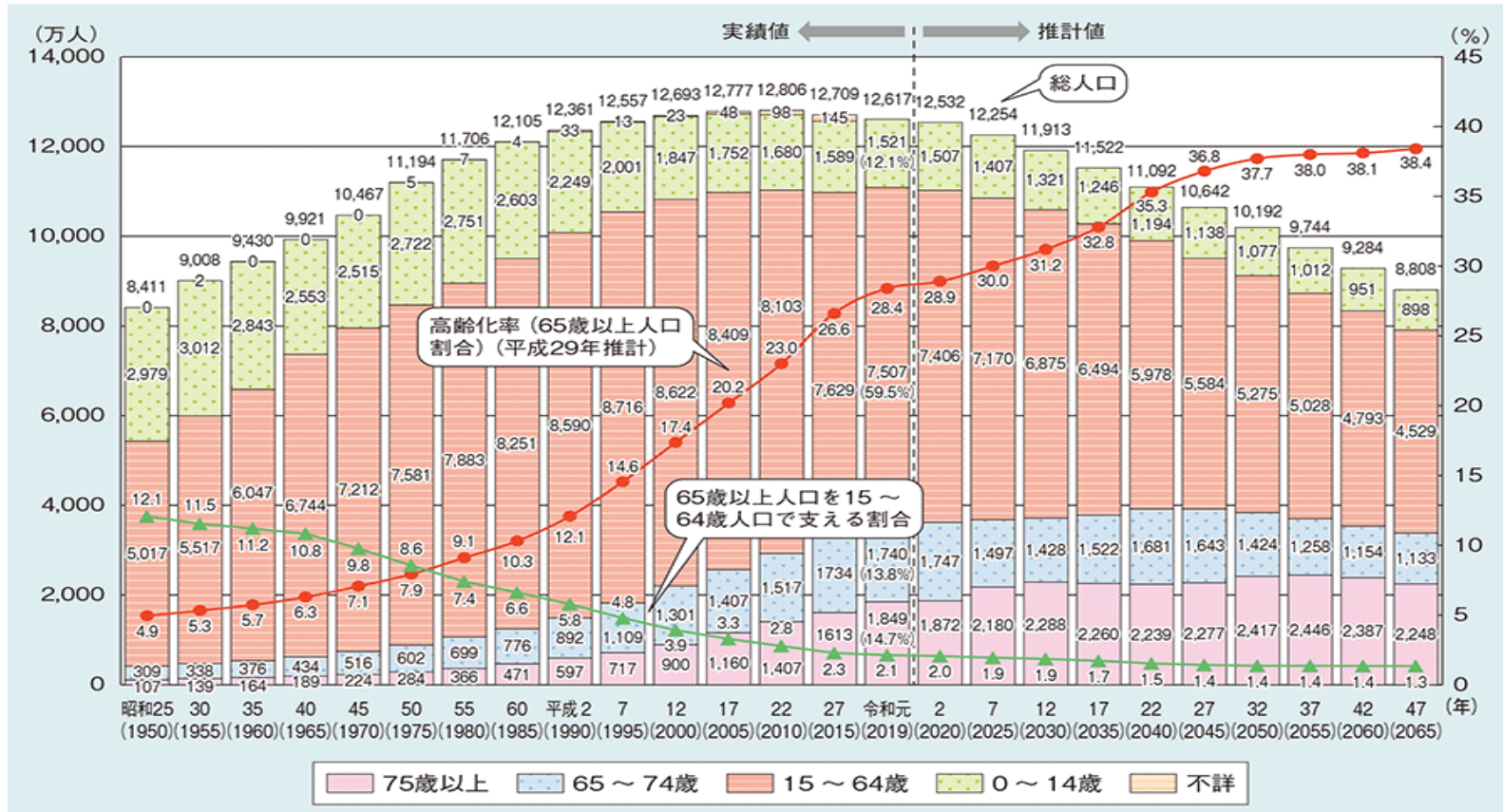
(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 (注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は53.6%。

出典: 財務省「令和3年度予算のポイント」

- 歳入に占める租税収入の割合は53.9%(前年は61.9%)
- 公債金歳入>国債費歳出 国の借金は毎年増加
- 新型コロナ対策予備費として5兆円を確保

序章

■高齡化の推移と将来推計

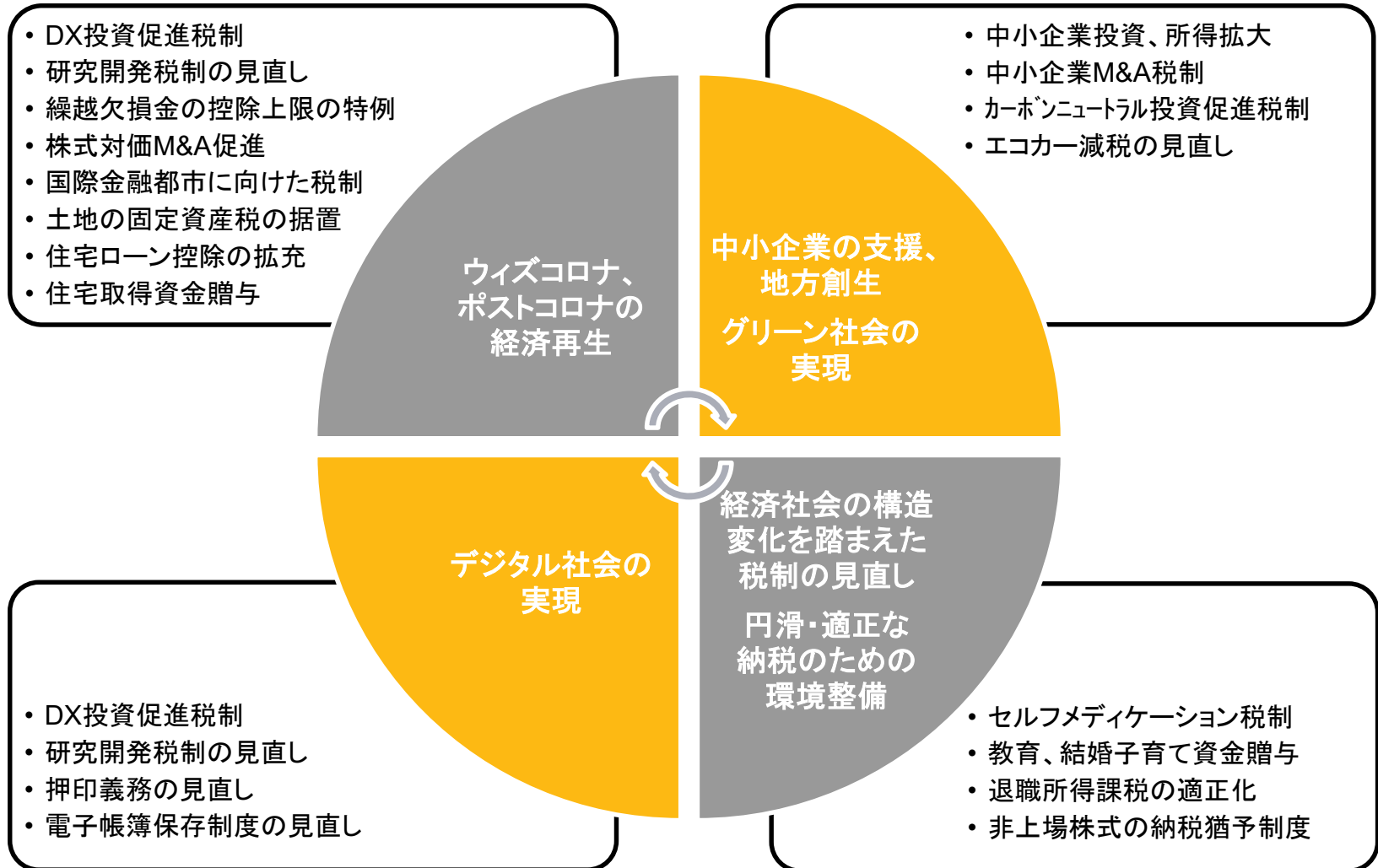


出典：内閣府「令和2年版高齢社会白書」

➤ 少子高齢化に伴い、税・保険料の負担も年々上昇傾向

序章

令和3年度税制改正の概要





Ⅲ 個人所得課税

- 住宅ローン控除の拡充等
- セルフメディケーション税制の延長・拡充等
- 退職所得課税の適正化
- 同族会社が発行した社債の利子等の課税の適正化
- 確定申告に係る申告不要等

個人所得課税

■住宅ローン控除の拡充等(1/2)

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
<p>【改正案】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長</p>	(10月1日) 税率引上げ (10%)		注文住宅はR 2年10月から R 3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などはR 2年12月 からR 3年11月末まで	R 4年末までの入居 控除期間 13年
<p>面積要件 ⇒ <u>40㎡以上</u> ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下</p>				
<p>コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化</p>		注文住宅は R 2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R 2年11月末まで	R 3年末までの入居 控除期間 13年	
<p>消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間</p>		R 2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 ⇒ <u>50㎡以上</u>
<p>平成26年4月入居～ 住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置</p>		控除期間 10年	R 3年末までの入居	

※ 消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置（控除期間10年、借入限度額4,000万円）の適用期限後の取扱いの検討にあたっては、会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直す。

個人所得課税

■住宅ローン控除の拡充等(2/2)

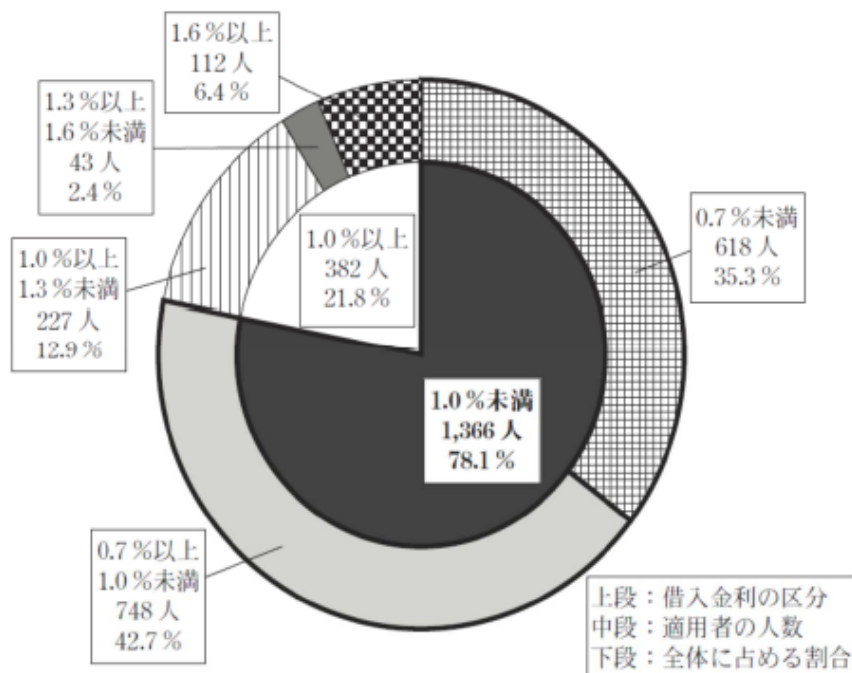
平成30年度決算検査報告（会計検査院）による検証状況等

会計検査院による平成30年度決算検査報告（令和元年11月8日内閣送付）においては、

「住宅税制租税特別措置について、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた」旨の指摘があり、同報告で、以下の問題提起。

- 「住宅ローンの借入金利が…1%を下回る場合…毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る…。」
- 「このため、…住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。」

住宅ローン控除特例の適用者1,748人の住宅ローンの借入金利の状況



※ 会計検査院の決算検査報告から抜粋

※ 会計実地検査等を実施した税務署のデータによる。割合は小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

個人所得課税

■セルフメディケーション税制の延長・拡充等

1.改正の内容

- 対象となる医薬品について、見直しが行われる
- セルフメディケーション税制を受けるための要件・手続きが緩和される
- 上記を見直した上で適用期限を5年延長

		改正前	改正後
適用期限		令和3年12月31日まで	令和8年12月31日まで
対象となる医薬品	スイッチOTC医薬品	すべて対象	療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いものを除外
	スイッチOTC医薬品以外	すべて対象外	療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いもの（3薬効程度）を追加
「取組関係書類」の取り扱い		確定申告書への添付または提出の際に提示	確定申告書への添付または提出の際の提示は不要※

※ただし、申告期限等から5年以内に税務署長から求められた場合は提示・提出義務有

2.留意点

- 対象となる医薬品は令和4年分以後の所得税について適用
個人住民税についても令和5年度分以後から同様の見直しを適用
- 「取組関係書類」は令和3年分の確定申告書(令和4年1月1日以後提出分)から適用

個人所得課税

■退職所得課税の適正化

1.改正の趣旨

退職所得課税における2分の1課税は、退職所得が長期にわたる勤務の結果生ずるものであり、勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるものであることに配慮した税負担の平準化措置であることから、勤務年数の短い従業員は2分の1課税の平準化措置の適用から除外する。

2.改正の内容

【改正前】

従業員は退職所得控除後の残額に、2分の1課税適用あり

【改正後】

勤続年数が5年以下である従業員は、退職所得控除後の残額のうち300万円を超える部分は2分の1課税適用なし(300万円以下の部分は2分の1課税あり)

3.適用の時期

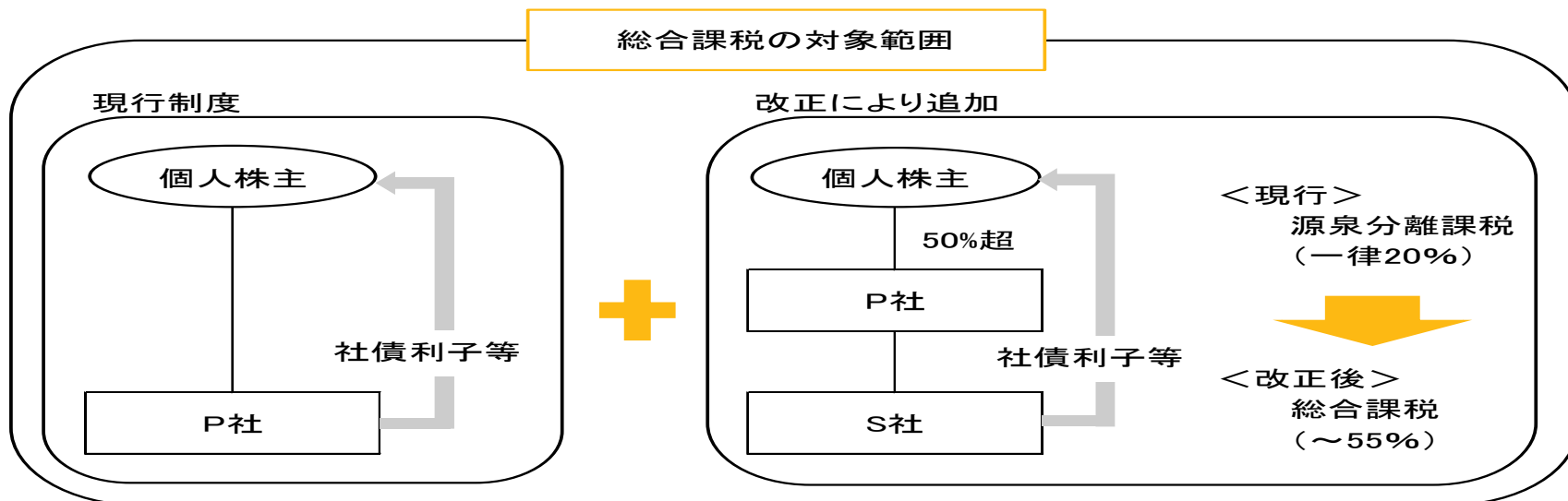
令和4年分以後の所得税について適用

個人所得課税

■同族会社が発行した社債の利子等の課税の適正化

1.改正の内容

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人(※)及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。



(※)「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう。

2.適用の時期

令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用

個人所得課税

■確定申告に係る申告不要等(所得税)

1.改正の内容

新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、確定申告会場への来場者分散等のため、その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、次の場合には、確定申告書の提出を要しないこととする。

- ▶控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき
- ▶控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき
- ▶控除しきれなかった予納税額があるとき

※申告の義務がなくなっただけであるため、還付を受けるためには申告書を提出する必要がある点に留意する。

2.適用の時期

令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用

個人所得課税

■確定申告に係る申告不要等(個人住民税)

1.改正の内容

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る付記事項を追加する。

所得税と異なる課税方式を選択したい場合

改正前	改正後
住民税の納税通知書送達前までに所得税確定申告書とは別に申告書の提出が必要	源泉分離課税(申告不要)とする場合、原則として所得税確定申告書の提出のみで申告手続きが完結

2.適用の時期

令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用



IV 資産課税

- 国際金融都市に向けた税制上の措置
- 住宅取得等資金の贈与税の非課税措置等
- 教育資金・結婚子育て資金の一括贈与の見直し
- 固定資産税等の負担調整の措置
- 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の拡充
- 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
- 非上場株式等の相続税の納税猶予制度における後継者役員要件の緩和
- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の免除措置の延長

資産課税

■ 国際金融都市に向けた税制上の措置

1. 納税義務者の判定等

被相続人 贈与者	相続人 受遺者 受贈者	国内に 住所あり	国内に住所なし	
	被相続人 贈与者	一時 居住者 ※1	日本国籍あり 相続開始前 10 年以内に国内 に住所あり	日本国籍 なし 相続開始前 10 年以内に国内 に住所なし
		国内に住所あり	国内に住所なし	
		一時居住被相続人※1 一時居住贈与者※1	居住制限 納税義務者	非居住制限納税義務者
		国内に住所あり	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者
		相続開始前 10 年以内に 国内に住所あり	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者
		相続税 外国人 贈与税 短期滞在外国人※2 長期滞在外国人※3	居住制限 納税義務者	非居住制限納税義務者
		国内に 住所なし	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者
		相続開始前 10 年以内に 国内に住所なし	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者

改正

国外財産に課税しない

国外財産に課税しない

被相続人・贈与者

【改正前】
相続開始時・贈与前15年以内に国内に住所があった期間が10年以下である在留資格を有する者

【改正後】
(国内に住所を有する期間にかかわらず)
相続開始時・贈与時に国内に居住する在留資格を有する者

相続人・受遺者 +

- 国内に短期的に居住する在留資格を有する者
- 国外に居住する外国人等

課税対象財産

相続(遺贈)・贈与により取得する
国外財産について、相続税・贈与税を課さない

改正後は、被相続人・贈与者の住所を有する期間を削除
→就労等のために日本に居住する外国人の
長期滞在を促進

出典: 税務大学校「相続税法(基礎編)令和2年度版」(一部加筆)

注 特定納税義務者は、居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者、居住制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者のいずれにも該当しない者をいうので、この表には含まれていない。
 ※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格で滞在している者で、相続・贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者
 ※2 出国前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の外国人
 ※3 出国前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年超の外国人で出国後2年を経過した者

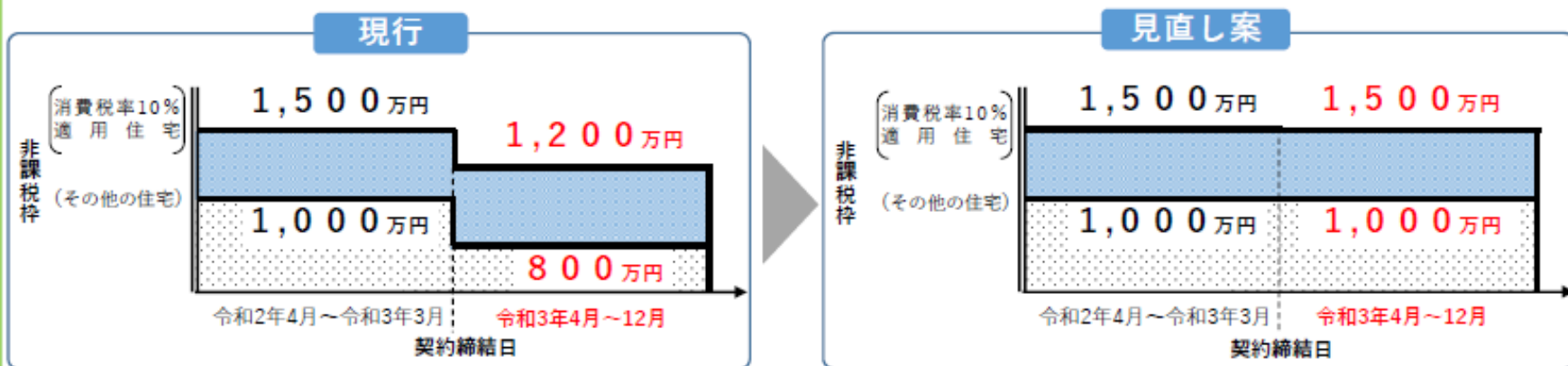
2. 適用の時期 大綱に具体的な実施時期の記載なし

資産課税

■直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

非課税枠について

令和3年4月1日から12月31日までの契約について、非課税枠を最大1,500万円に引き上げる。
(現行：最大1,200万円)



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

面積要件について

合計所得金額が1,000万円以下の者について、住宅の面積要件の下限を40㎡以上に引き下げる。
(現行：所得要件…2,000万円以下 面積要件(下限)…50㎡以上)

(注1) 東日本大震災の被災者に係る非課税措置についても同様とする。

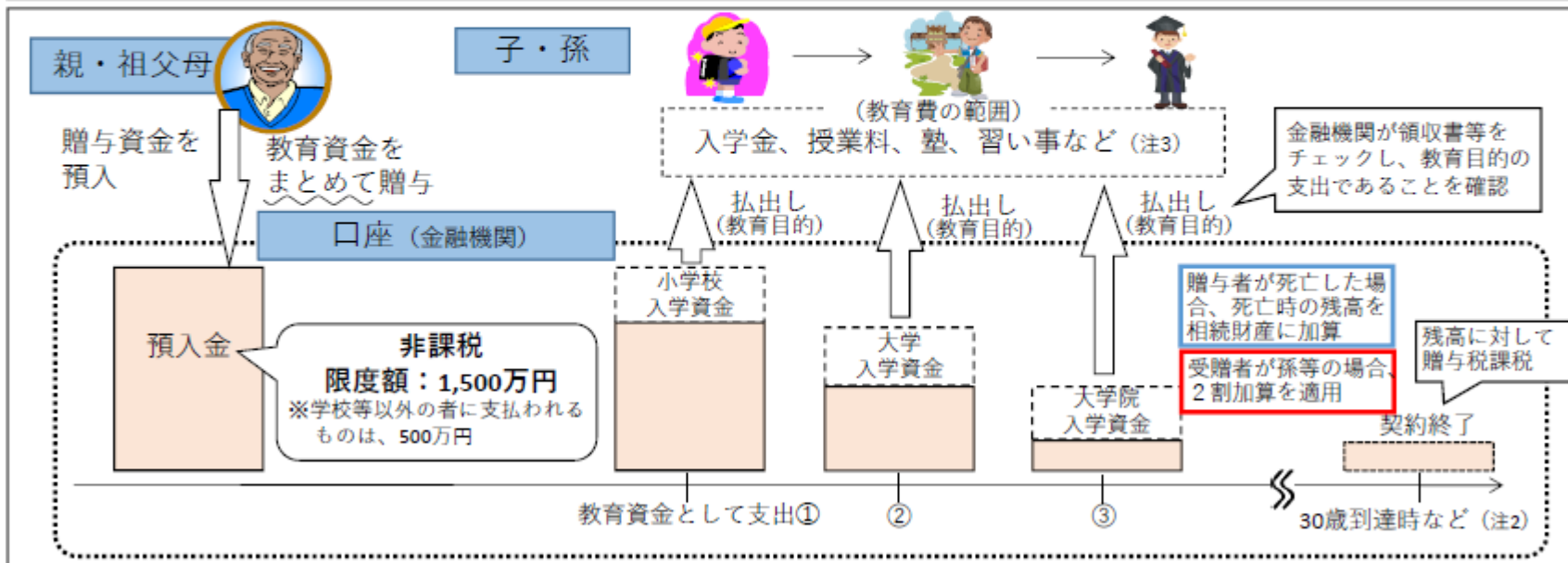
(注2) 住宅取得等資金を贈与した場合の相続時精算課税の特例についても、面積要件の下限を40㎡に引き下げる。

出典：財務省『令和3年度税制改正参考資料』

資産課税

■直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- 概 要：親・祖父母（贈与者）は、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに**1,500万円を非課税**とする。
- 適用期間：平成25年4月1日～**令和3年3月31日⇒【改正案①】令和5年3月31日まで2年延長**
- 受贈者：子・孫（0歳～30歳 所得要件：合計所得金額1,000万円以下）
- 贈与者死亡時：**死亡前3年以内**の贈与について、残高を相続財産に加算⇒**【改正案②】死亡前3年超の贈与も加算対象**
（注1）孫等に対する相続税額の**2割加算は適用されない⇒【改正案③】2割加算を適用**
- 契約終了時：残高に対して、贈与税を課税。
（注2）

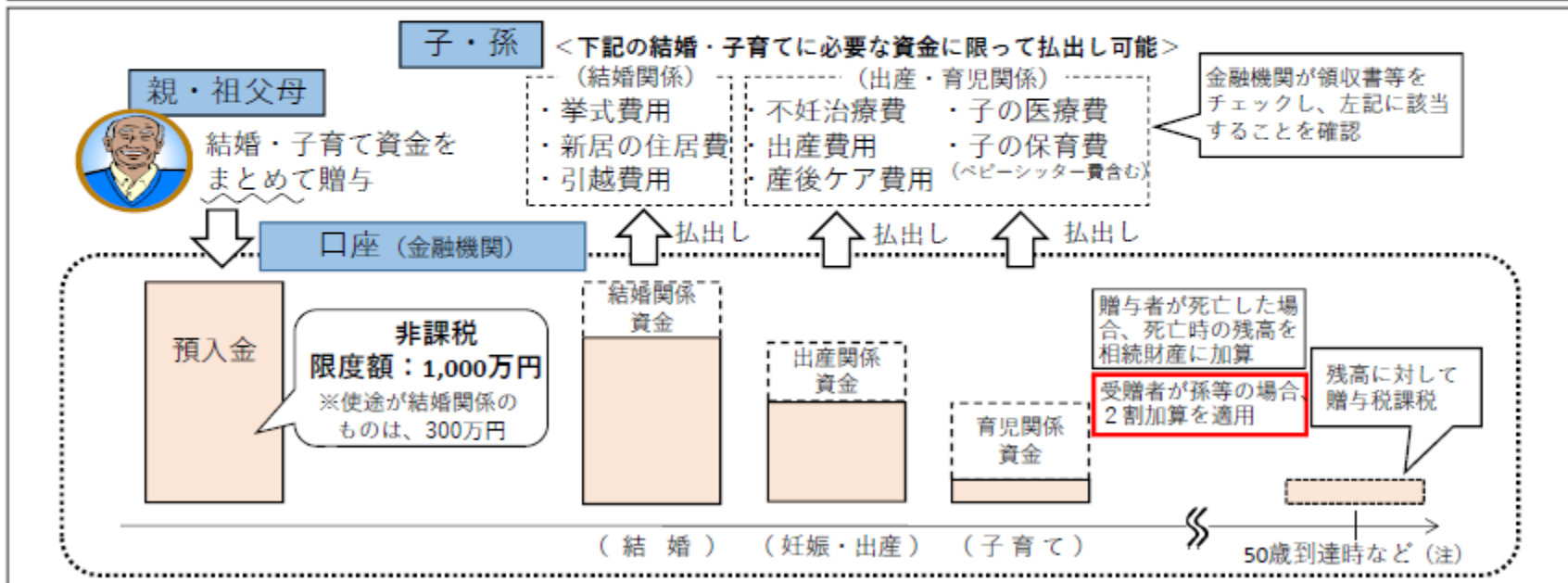


（注1）受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。
 （注2）(1)30歳に達した日（上記（注1）②③に該当する場合を除く）、(2)30歳に達した日後、上記（注1）②③に該当する日がなくなった年の年末、(3)40歳に達した日、
 (4)信託財産がなくなった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
 （注3）23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。
 （参考）令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：23万11件、信託財産設定額：約1兆6,702億円

資産課税

■直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- 概要 要：親・祖父母（贈与者）は、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに**1,000万円を非課税**とする。
- 適用期間：平成27年4月1日～**令和3年3月31日**⇒【改正案①】**令和5年3月31日まで2年延長**
- 受贈者：子・孫（**20歳**～50歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下）⇒【改正案②】**年齢要件を18歳以上に引下げ**
※令和4年4月1日以後
- 贈与者死亡時：死亡時の残高を相続財産に加算
孫等に対する相続税額の**2割加算は適用されない**⇒【改正案③】**2割加算を適用**
(注)
- 契約終了時：残高に対して、贈与税を課税。



(注) (1)50歳に達した日、(2)信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
(参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：6,959件、信託財産設定額：約203億円

資産課税

■土地に係る固定資産税等の負担調整措置

1. 制度概要

①宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

②その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

土地の評価額は3年に1度見直しがある。
令和3年度は見直しの時期に当たる。

住宅地・商業地・農地などの土地

令和3年度から評価額が見直しに
〔令和2年1月1日時点の地価などが基準〕

増税になる場合

令和3年度は
令和2年度と
同じ税額に
据え置き

減税になる場合

令和3年度は
そのまま引き
下げ

2. 適用期間

①令和3年度から令和5年度までの3年間

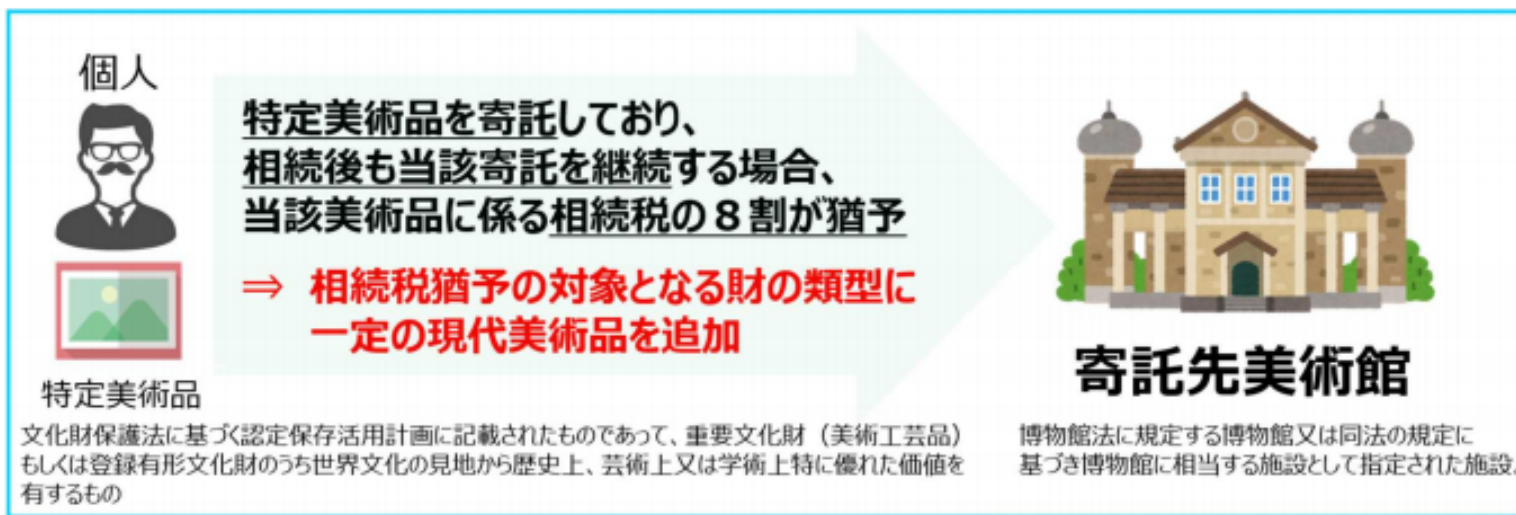
②令和3年度限り

資産課税

■特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度

1.改正の内容

文化財保護法等に基づき特定美術品に認められている相続税猶予の対象となる財について、現行の特定美術品に加えて、一定の現代美術品を追加する。



出典：令和3年度文部科学省税制改正要望事項

2.適用の時期 令和3年4月1日から

資産課税

■個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

1.改正の内容

納税猶予制度の適用対象となる特定事業用資産(自動車)の範囲を拡大

改正前	改正後
自動車税等の営業用の標準税率が適用される自動車等の一定の自動車のみが納税猶予制度の対象	左記に加え、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車(※1)も納税猶予制度の対象とする (※1) 貸借対照表(青色申告書)に計上されているもので取得価額が500万円以下の部分に対応する部分まで

2.適用の時期 大綱に具体的な実施時期の記載なし

資産課税

■非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

1.改正の内容

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の適用要件のうち、後継者の役員就任要件について要件を緩和(贈与税の納税猶予制度については、改正なし)

制度	改正前	改正後
特例措置 (R9.12.31までの制度)	後継者は、先代経営者の相続開始の直前において役員に就任している必要あり (ただし、先代経営者が60歳未満で死亡した場合には、当該要件を充足する必要はない)	次のいずれかに該当する場合には、相続開始の直前において後継者が役員に就任していなくてもよい ①先代経営者が70歳未満で死亡した場合 ②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合
一般措置 (恒久的制度)	同上	次に該当する場合には、相続開始の直前において後継者が役員に就任していなくてもよい ・先代経営者が70歳未満で死亡した場合

株式に係る相続税を全額猶予する制度

株式に係る相続税のうち発行済株数の2/3まで、かつ、80%部分を猶予する制度

2.適用の時期 大綱に具体的な実施時期の記載なし

資産課税

■農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の利子税免除措置の延長

1.改正の内容

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置を5年延長する(令和8年3月31日まで)。

2.農地等の納税猶予制度の利子税免除の概要

① 前提

農地等を相続又は贈与により取得した相続人又は贈与者は、一定の要件を下に相続税又は贈与税の納税猶予特例の適用を受けることができる。

② 譲渡があった場合

○原則

譲渡があった場合には、①で猶予されていた相続税又は贈与税に併せて納税猶予期間に相当する利子税を納付しなければならない。

○利子税の免除

- ・一定の農地等の収用交換等による譲渡については、利子税の額が0円に軽減される。
- ・利子税の免除の特例を受ける場合には、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要がある。



V 法人課税

- 新規創設特例に係る計画認定等の要件整理
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
- DX投資促進税制の創設
- 研究開発税制の見直し
- 給与等の引上げ及び設備投資に係る税額控除制度の見直し
- 繰越欠損金の控除上限の特例の創設
- 株式対価M&Aを促進するための措置の創設
- 中小企業向け投資促進税制等の見直し及び延長
- 中小企業における所得拡大促進税制の見直し
- 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(中小M&A税制)

法人課税

■新規創設特例に係る計画認定等の要件整理

特例の名称	計画の名称	計画の 認定期間	適用期間 (自)	適用期間 (至)
カーボンニュートラル に向けた投資促進税制	中長期環境適応計画 (仮称) ※温室効果ガスの削減 に資する事業活動に特 に寄与するもの	大綱に記載 なし	産業競争力強 化法の改正法 の施行日	令和6年3月31日
デジタルトランス フォーメーション投資 促進税制	事業適応計画(仮称) ※生産性の向上又は需 要の開拓に特に資する ものとして主務大臣の 確認を受けたもの			令和5年3月31日
繰越欠損金の控除 上限の特例	事業適応計画(仮称) ※経済社会情勢の著し い変化に対応して行う ものとして一定の基準 に該当するもの	産業競争力 強化法改正 法施行の日 から同日以後 1年を経過す る日までの間	—	次の3要件を満たす事業年度 ①基準事業年度開始日以後 5年以内開始事業年度 ②事業適応計画の実施時期 を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前開始 事業年度
中小企業の経営資源の 集約化に資する税制 (中小M&A税制)	経営力向上計画 (経営資源集約化措置 (仮称)が記載されたも の)	大綱に記載 なし	中小企業等経 営強化法の改 正法の施行日	令和6年3月31日

法人課税

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- 「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するために、産業競争力強化法を改正し、同法に定める認定事業適応計画（温室効果ガス排出削減事業適応に関するものに限る。）（仮称）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。（3年間の時限措置）

事業適応計画（仮称）

【計画の経済産業大臣の認定】

1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備

（需要開拓商品生産設備）

- ① 需要開拓商品[※]の生産を行うために不可欠な機械装置であること
- ② 専ら需要開拓商品の生産に使用されること

（※）燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備（生産工程効率化等設備）

- ・ 事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額（経済活動炭素生産性）の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること

（主な支援措置）

課税の特例（特別償却、税額控除）、金融支援 →P52

課税の特例の内容

- 認定された事業適応計画（仮称）に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

1. 需要開拓商品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

2. 生産工程効率化等設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置	5%	50%
器具備品	【目標が10%以上向上の場合】	
建物附属設備		
構築物	10%	

（*）導入される設備が事業所の経済活動炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限：500億円

（注）税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

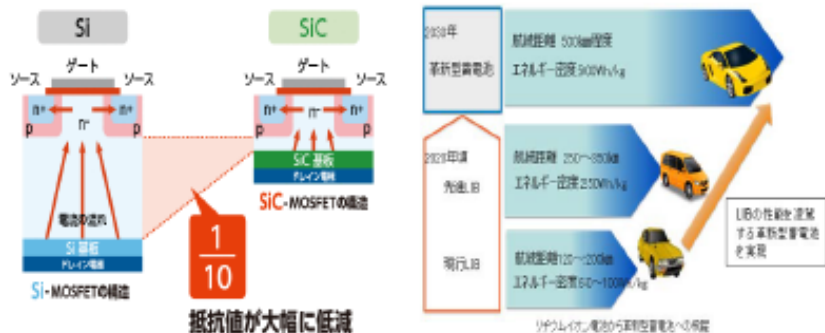
法人課税

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の投資対象(イメージ)

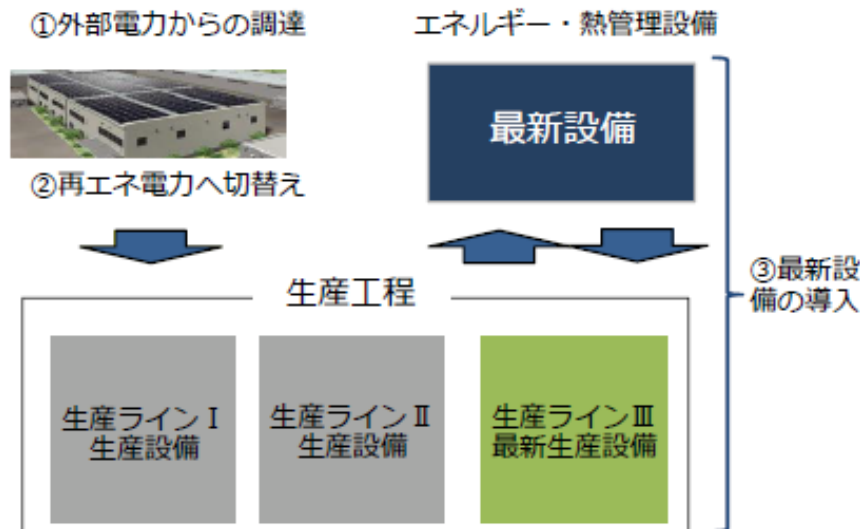
i) 脱炭素化を加速する製品を生産する生産工場への設備投資

ii) 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等

例： 化合物パワー半導体 リチウムイオン電池



(出典) NEDOホームページより



➡ これらの製品を搭載した生産物がわが国の脱炭素化に大きく貢献

➡ ①～③といった設備投資によって、生産プロセスの炭素生産性を向上

法人課税

■金融支援(成果連動型の低利融資制度)

事業の内容

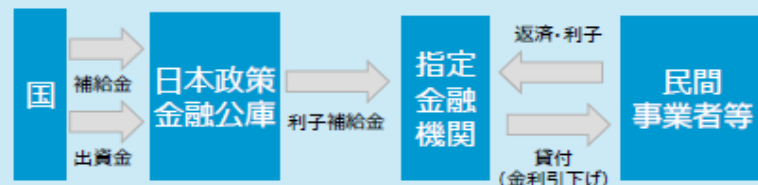
事業目的・概要

- 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、着実なCO2削減のための取組（トランジション）を進めるためには、長期的な目標を見据えた、長期間にわたる一貫した取組が重要です。
- しかし、我が国では通常3~5年くらいの短中期での経営計画に基づき事業を行うことが多く、長期での取組を計画的に進めることは一般的とは言えません。
- そのため、事業者が、カーボンニュートラルの実現に向けた野心的な目標を掲げ、10年以上の長期的な事業計画の認定（※）を受けた場合に、その計画実現のために指定金融機関が行う融資に対する利子補給制度を創設し、事業者による、長期間にわたるトランジションの取組を推進します。
※産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設する予定。

成果目標

- 令和3年度において、2000億円規模（3年間で1兆円規模）の融資に対する支援を行うことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業イメージ

● 利子補給方式

KPIを達成した場合に利下げを行う成果連動型

- ※ 指定金融機関に利子補給を行うことで、国の認定を受けて取組を行う事業者に対し、最大0.1%幅の利下げを実施（最初のマイルストーンKPIまで）。
- ※ 事業計画期間中に複数のマイルストーンとなるKPIを設定。そのマイルストーンKPIを達成できた場合には、最大0.2%幅までの利下げを実施。
- ※ 最長10年間の利子補給を実施。

● KPIの設定基準

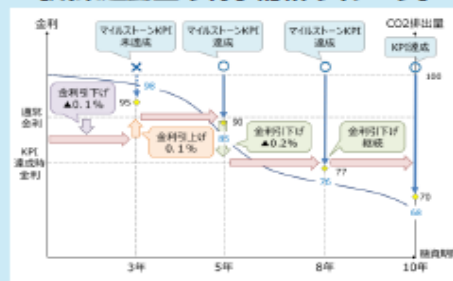
野心的なKPIの設定

- ※ 業界目標や同業・同規模他社との比較や、世界的なCO2削減目標との整合性等を総合的に勘案し、野心的なKPIの設定を求める。
- ※ 事業計画の認定に当たり、第三者認証機関による認証を求めることを想定。

● その他

制度活用に当たり、国による事業計画認定、指定金融機関による融資審査が必要

【成果連動型の利子補給のイメージ】



出典:経産省「カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業資料」

➤カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業
令和3年度予算案額2.0億円(新規)

法人課税

■ デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設(1/2)

1.概要

- ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、**デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）**を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠。
- このため、**産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設**。部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、**DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資**に対し、**税額控除（5%/3%）又は特別償却30%**を措置する。

制度概要

【適用期限：令和4年度末まで】

認定要件	デジタル(D)要件	<ul style="list-style-type: none"> ① データ連携・共有 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保）
	企業変革(X)要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等） ② 一定以上の生産性向上などが見込まれること等

税制措置の内容

対象設備	税額控除	OR	特別償却
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2 	3%	-	30%
	5%*3	-	

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合

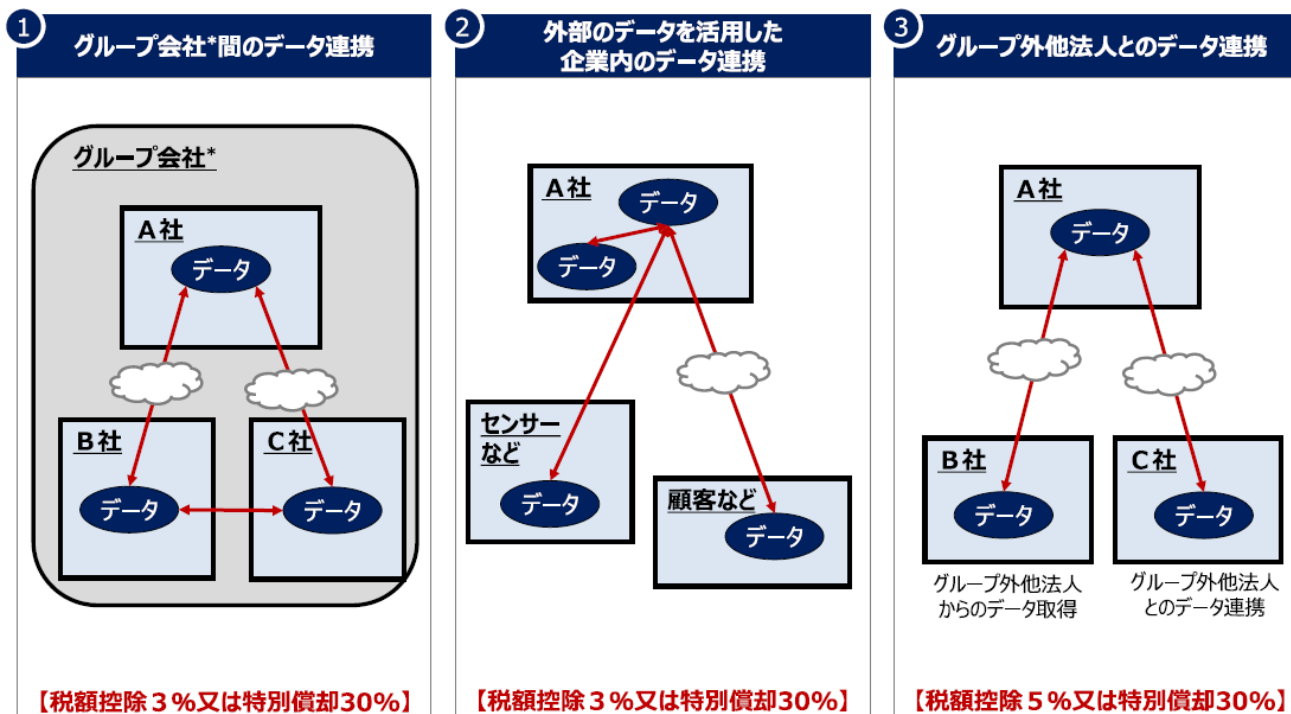
- ※ **投資額下限：売上高比0.1%以上**
- ※ **投資額上限：300億円**
(300億円を上回る投資は300億円まで)
- ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

出典：金融庁「経済産業関係 税制改正について」

法人課税

■ デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設(2/2)

2. 税額控除(3%と5%の判定)について



*グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③当該①親会社の自社以外の子会社(=兄弟会社)のいずれかをいう。

出典:金融庁「経済産業関係 税制改正について」

3. 適用の時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年3月31日までの期間に認定を受けた資産に対して適用

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(1/9)

■改正の内容

国際競争力を失わないために、企業の研究開発投資を維持・拡大させ、イノベーションの強化等、潜在成長率を高める観点より下記見直しを行う。

(1)総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除率の見直し、控除限度額の引き上げ、時限措置の延長

(2)オープンイノベーション型(特別試験研究費の額)の対象範囲の拡大等

(3)研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲の見直し

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(2/9)

(1)-1総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除率の見直し

試験研究費を増加させた場合のインセンティブの強化をする観点より控除率カーブの見直しを行う。

改正の内容

①総額型

	改正前	改正後
控除率	<p>○増額試験研究費割合 > 8% $9.9\% + (\text{増額試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限14%)</p> <p>○増額試験研究費割合 ≤ 8% $9.9\% - (8\% - \text{増額試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限6%)</p> <p><u>上乗せ措置</u> 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合 $\text{控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限は法人税額の10%)</p>	<p>○増額試験研究費割合 > 9.4% $10.145\% + (\text{増額試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限14%)</p> <p>○増額試験研究費割合 ≤ 9.4% $10.145\% - (9.4\% - \text{増額試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限2%)</p> <p><u>上乗せ措置</u> 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合 $\text{控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限は法人税額の10%)</p>

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(3/9)

(1)-1総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除率の見直し

②中小企業基盤強化税制

	改正前	改正後
控除率	<p>○増額試験研究費割合 > 8% $12\% + (\text{増額試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限17%)</p> <p>○増額試験研究費割合 ≤ 8% 12%</p> <p><u>上乗せ措置</u> 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合 $\text{控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限は法人税額の10%)</p>	<p>○増額試験研究費割合 > 9.4% $12\% + (\text{増額試験研究費割合} - \mathbf{9.4\%}) \times \mathbf{0.35}$ (上限17%)</p> <p>○増額試験研究費割合 ≤ 9.4% 12%</p> <p><u>上乗せ措置</u> 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合 $\text{控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限は法人税額の10%)</p>

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(4/9)

(1)-2総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除限度額の引き上げ

1.改正の内容

研究開発投資を増額していくインセンティブが維持されるために、コロナ禍により売上が減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業については、控除限度額を25%から30%に引き上げる。



出典:『令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】』令和2年9月経済産業省

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(5/9)

(1)-2総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除限度額の引き上げ

	改正前	改正後
総合型	<p>○原則 法人税額×25%</p> <p>○上乗せ措置 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限は法人税額の10%)</p>	<p>○原則 法人税額×25%</p> <p>○上乗せ措置 (従来) 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限は法人税額の10%)</p> <p>(追加) 法人税額の5%上乗せ</p>
中小企業 技術基盤 強化税制	<p>○原則 法人税額×25%</p> <p>○上乗せ措置 ・増額試験研究費割合が8%超の場合 法人税額×10%</p> <p>・増額試験研究費割合が8%以下の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限は法人税額の10%)</p>	<p>○原則 法人税額×25%</p> <p>○上乗せ措置 (従来) ・増額試験研究費割合が9.4%超の場合 法人税額×10%</p> <p>・増額試験研究費割合が9.4%以下の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限は法人税額の10%)</p> <p>(追加) 法人税額の5%上乗せ</p>

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(6/9)

(1)-2総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除限度額の引き上げ

2.適用の要件

5%上乗せ措置

- ①基準年度に比べ、当期の売上が2%減少していること
- ②基準年度に比べ、試験研究費の額が増加していること

※基準年度:令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度

※上乗せ措置適用後は、最大で法人税額の50%が控除限度額となる。

3.適用の時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(7/9)

(2) オープンイノベーション型(特別試験研究費の額)の対象範囲の拡大等

オープンイノベーション型とは、国の試験研究機関や大学等と、共同試験研究・委託試験研究を行った場合等に、要した費用の額に一定の控除率を乗じた額を法人税から控除する制度。(法人税額の10%が上限)

1. 対象範囲の拡大

試験研究費の種類	対象となる相手方	控除率	
委託試験研究	特定中小企業者等 (次ページ2.②)	20%	→ 要件の追加
共同試験研究、委託試験研究	特別研究機関等(人文系の研究機関)	30%	→ 拡大
	大学等 (次ページ2.①)	30%	→ 要件の追加
	国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人	25%	→ 拡大
	一定の研究開発型ベンチャー企業	25%	
	上記以外の者(民間企業等)	20%	
知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究	特定中小企業者等	20%	
希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等の試験研究		20%	
技術研究組合の組合員が行う協同試験研究		20%	

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(8/9)

(2)オープンイノベーション型(特別試験研究費の額)の対象範囲の拡大等

2.要件の追加

①大学等との共同研究及び委託研究については、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。(一定の中小企業者・農業協同組合等は除く)

②特定中小企業者等への委託研究は下記要件を満たすものに限定する。

イ 研究の受託者においても試験研究に該当するものであること。

ロ 委託して行う試験研究の成果を、委託法人が取得するものとされていること。

3.運用の改善

その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の改善を行う。

4.適用の時期

税制改正大綱に明確な記載なし

法人課税

■試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し(9/9)

(3) 研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲の見直し

試験研究費の範囲に、クラウド環境で提供するソフトウェアなど、自社利用ソフトウェアの製作に要した金額のうち、非試験研究用資産の取得価額に含まれるもので、会計上損金経理した金額を追加する。

(非試験研究用資産とは・・・棚卸資産、固定資産、繰延資産で事業共用の時に試験研究の用に供さないもの)



今後は、クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費についても、損金経理を要件として、研究開発税制の対象とする。

出典:『令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】』令和2年9月経済産業省

法人課税

■給与等の引上げ及び設備投資に係る税額控除制度の見直し(1/2)

1.改正の趣旨

コロナ禍による労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を図りつつ、採用状況が悪化する中で第二の就職氷河期を招かぬよう、大企業における新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制へと見直しを行う。

2.改正の内容

大企業における適用要件の対象者の見直し及び要件削除による緩和

3.適用の時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度について適用

法人課税

■給与等の引上げ及び設備投資に係る税額控除制度の見直し(2/2)

《現行制度》	《改正案》
<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>継続雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率 3%以上② <u>国内設備投資額</u>: 当期の減価償却費の総額の 95%以上③ <u>雇用者給与等支給額</u>: 対前年度を上回ること <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>雇用者給与等支給額の対前年度増加額</u>の15%の税額控除・ 教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq <u>前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍</u>)を満たす場合には控除率を5%上乗せ (→合計20%)・ 税額控除額は法人税額の20%を限度	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>新規雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率 2%以上② <u>雇用者給与等支給額</u>: 対前年度を上回ること <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>新規雇用者給与等支給額</u>[※]の15%の税額控除・ 教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq <u>前期の教育訓練費の1.2倍</u>)を満たす場合には控除率を5%上乗せ (→合計20%)・ 税額控除額は法人税額の20%を限度

(※)雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

出典:財務省『令和3年度税制改正参考資料』

法人課税

■繰越欠損金の控除上限の特例(1/3)

1.改正の趣旨

コロナ禍の厳しい経営環境の中で、赤字企業でもポストコロナに向けて、事業再構築等に取り組んでいくことが必要。こうした経営改革に果敢に挑む企業に対し、繰越欠損金の控除上限(現行50%※)の引き上げ措置を講ずる。

※中小企業は現行でも100%まで控除可能。本制度は中堅・大企業向けの制度

2.適用の時期

次のいずれにも該当する事業年度

- ①基準事業年度(※1)開始の日以後5年以内に開始した事業年度
- ②事業適応計画(仮称)の実施時期を含む事業年度
- ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度

(※1)特例対象欠損金額(※2)が生じた事業年度のうち、その開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度

(※2)令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度
(一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度)において生じた青色欠損金額

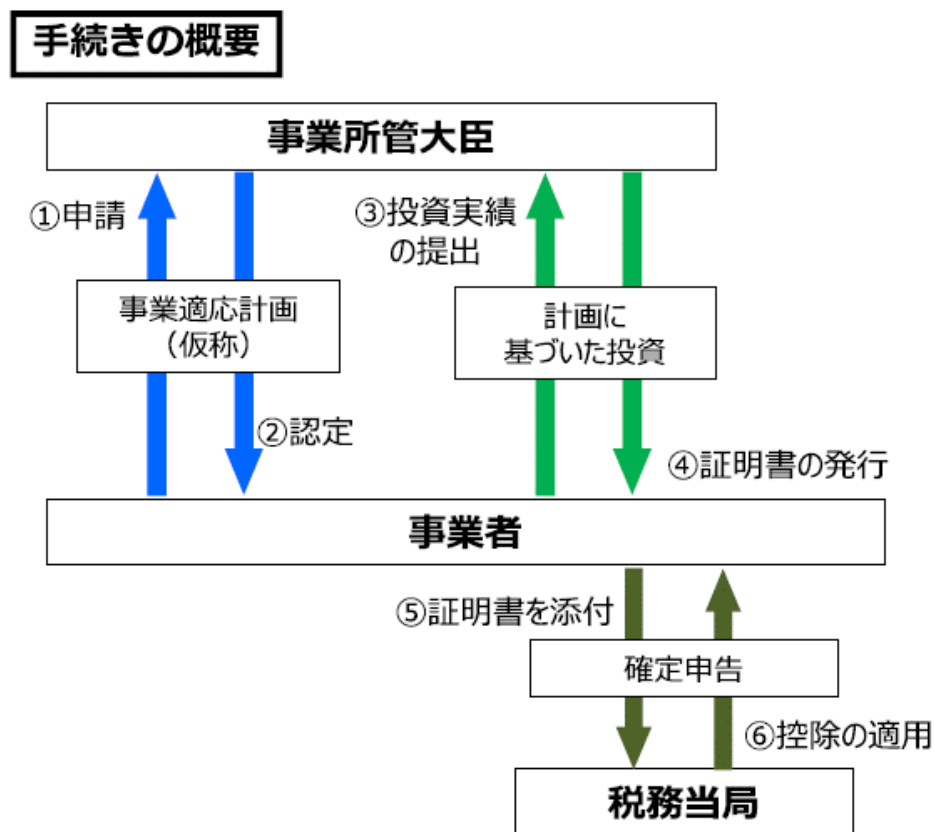
法人課税

■繰越欠損金の控除上限の特例(2/3)

3.改正の内容

- 産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設
- 事業再構築等に向けた投資内容を含む事業計画(事業適応計画)を事業所管大臣が認定

認定を受けた青色申告法人について、コロナ禍に生じた欠損金(原則として令和2年度・令和3年度に生じた欠損金)を対象に、最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる。

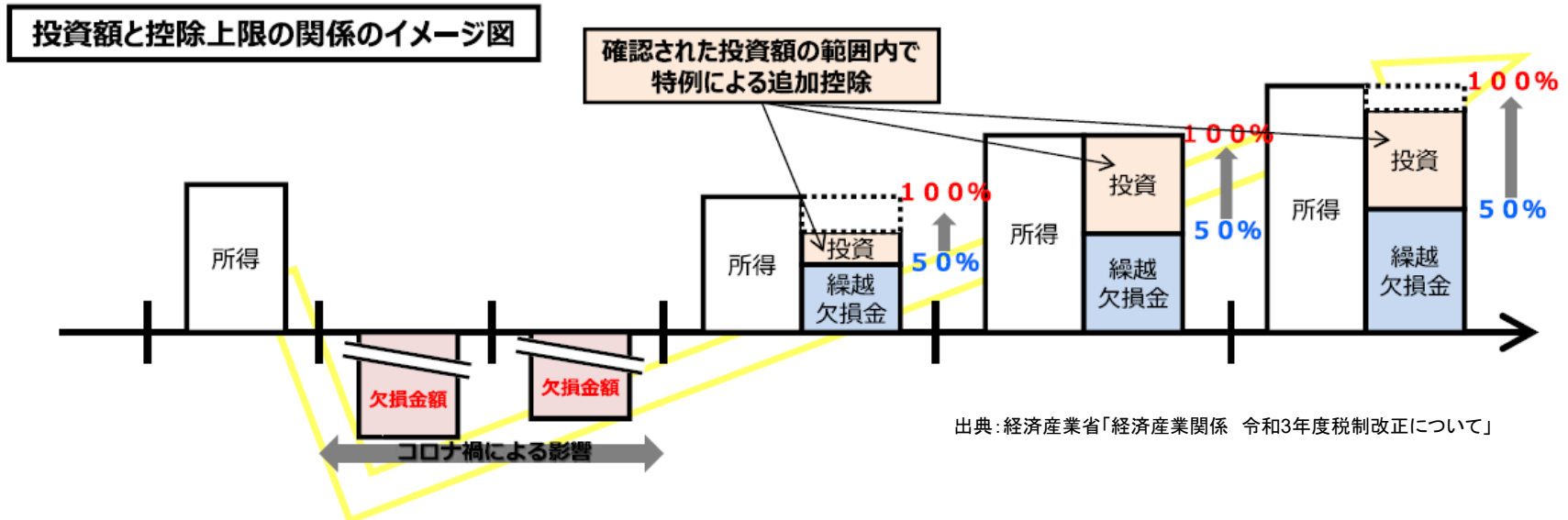


出典: 経済産業省「経済産業関係 令和3年度税制改正について」

法人課税

■繰越欠損金の控除上限の特例(3/3)

4.改正の内容



特例対象欠損金額につき、欠損金の繰越控除前の所得の金額(その所得の50%を超える部分については、投資の実行金額に達するまでの金額に限る。)の範囲内で損金算入できることとする。

法人課税

■株式対価M&Aを促進するための措置の創設

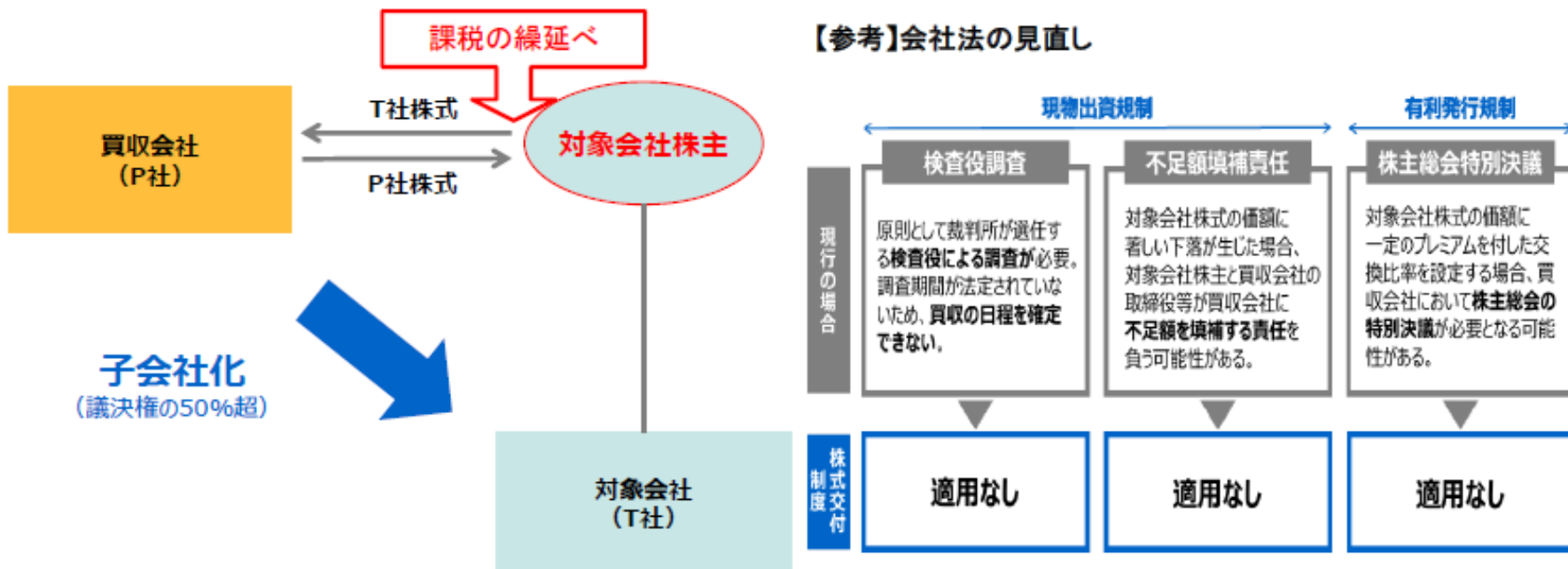
制度の概要（案）

買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主について、会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」^(※1)を活用した機動的な事業再構築を促すため、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益の計上を繰り延べることとする。（租税特別措置、期限なし）

(※1) 令和3年3月1日施行

(※2) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が20%以下であるものに限る。

(※3) 対象会社株主が外国法人等（外国法人又は非居住者）である場合には、外国法人等の恒久的施設（PE）で管理する対象会社株式に対応して買収会社の自社株式が交付される部分に限り、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益の計上を繰り延べることとする。



法人課税

■ 中小企業向け投資促進税制等の見直し及び延長

改正の内容

- 「中小企業経営強化税制」・・・適用期限を2年延長(令和5年3月31日まで)し、利便性向上のため、経営力向上計画認定手続を柔軟化。また、新たな類型として経営資源集約化設備を追加
- 「中小企業投資促進税制」・・・適用期限を2年延長(令和5年3月31日まで)し、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を取り込み、制度を一本化(対象業種に不動産業、商店街振興組合等を追加)

出典: 令和2年12月経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長(2年)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p> <p>※計画認定手続を柔軟化</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長(2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加</p>		<p>【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止</p>	

法人課税

■ 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

1. 改正の趣旨

雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直し、簡素化する。

2. 改正の内容

《現行制度》

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上
かつ

【通常要件②】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】
✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】
継続雇用者給与等支給額が
前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除
※控除上限は、法人税額の20%

《改正案》

【通常要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上

【措置内容】
✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が
前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除
※控除上限は、法人税額の20%

3. 適用の時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度

出典：令和2年12月経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」

法人課税

■ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(中小M&A税制)(1/4)

- **経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置を創設する。**

① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

(参考) 具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

② 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。

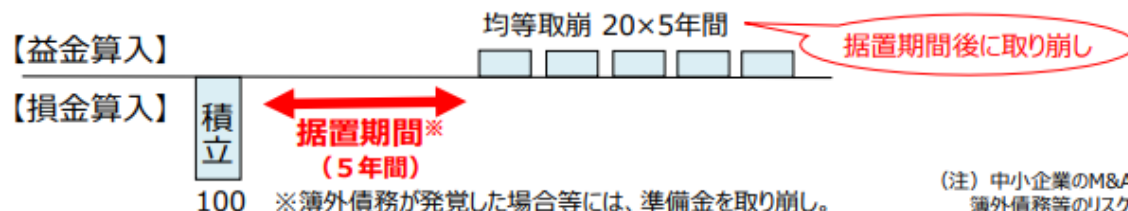
(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

(参考) 具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③ 準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

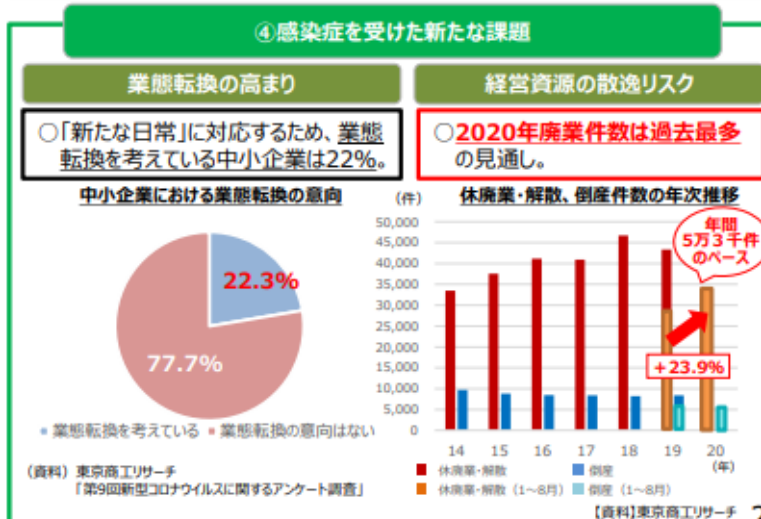
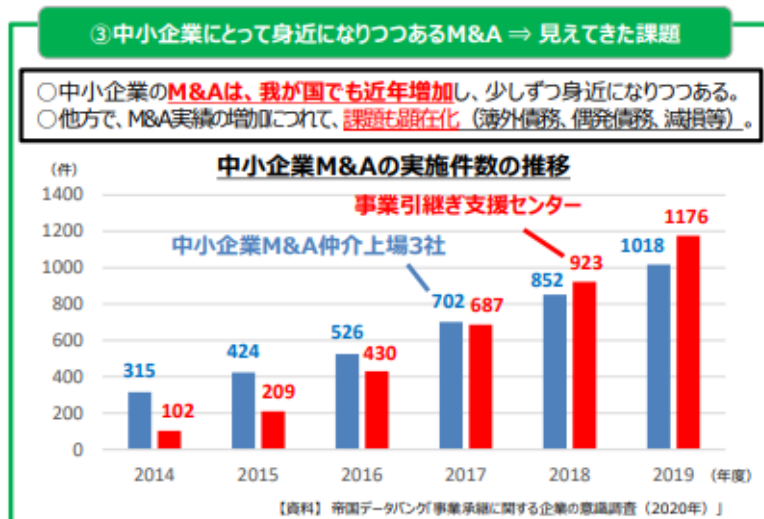
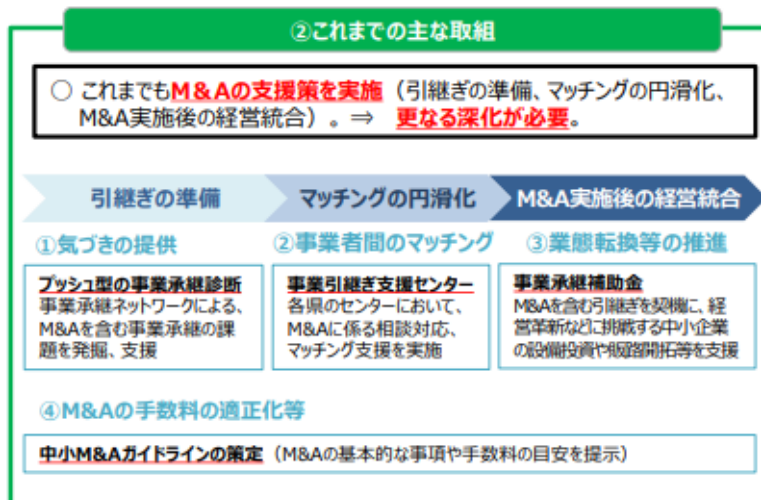
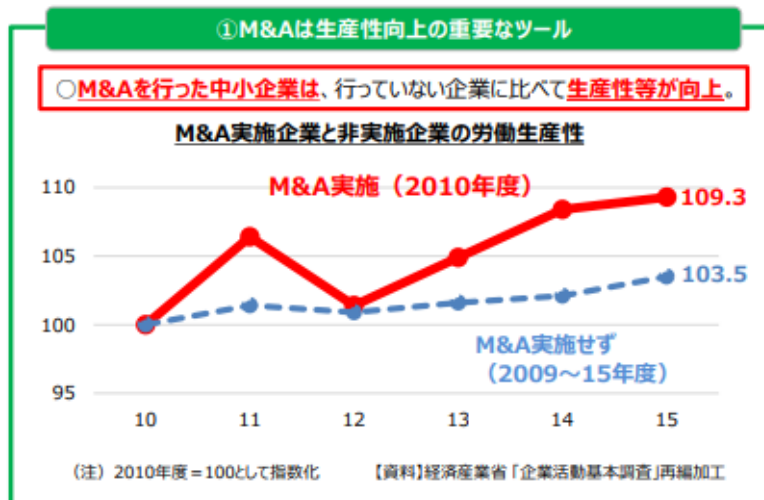


(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

法人課税

■ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(中小M&A税制)(2/4)

(参考) 経営資源集約化を推進する背景



法人課税

■中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(中小M&A税制)(3/4)

1.改正の趣旨

M&Aを実施する中小企業者の投資リスク(簿外債務等)に備え、5年間の据置期間付の準備金制度を創設

2.改正の内容

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、他の法人の株式等を取得(購入による取得に限り、取得価額が10億円以下のものに限る)をし、かつ、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その事業年度において損金算入できる。

この準備金は、5年間の据置期間経過後、原則として5年間で均等額を取り崩して益金算入する。但し、その株式等の全部または一部を有しなくなった場合やその株式等の帳簿価額を減額した場合には全額取り崩す。

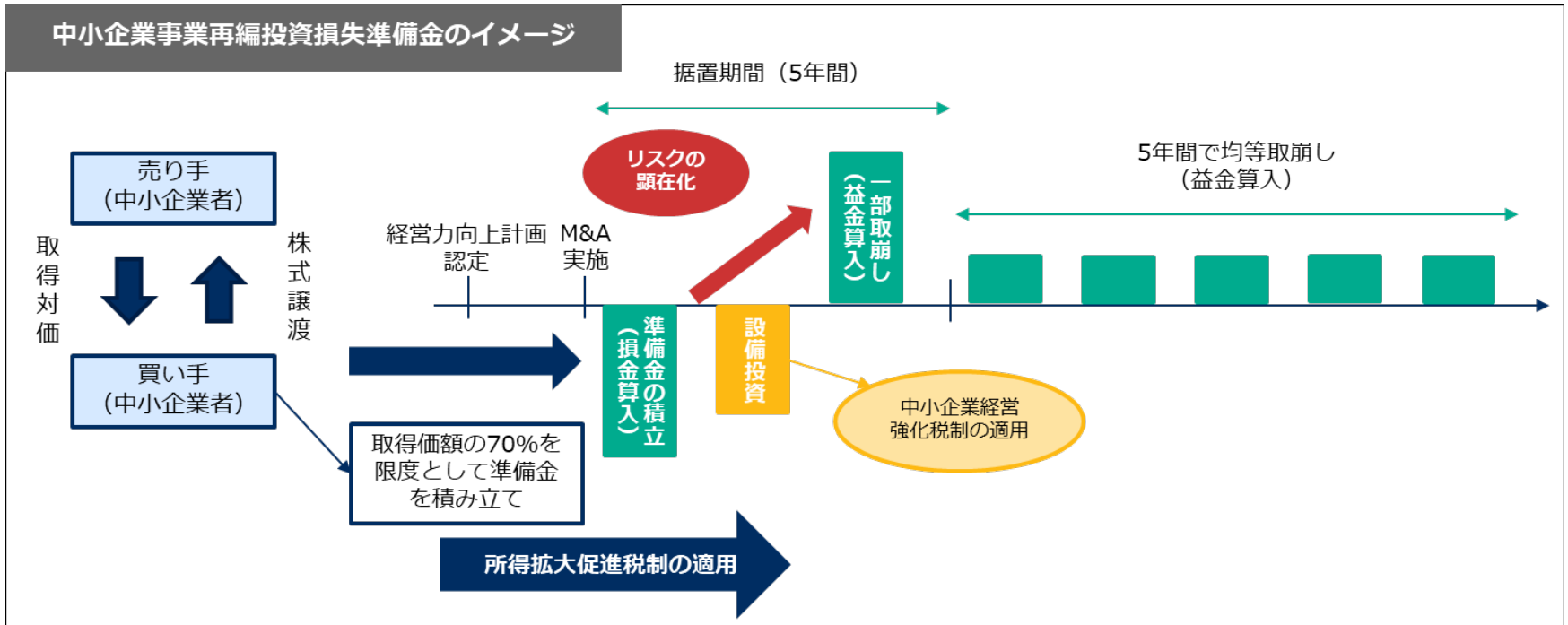
3.適用時期及び適用対象取引

改正中小企業等経営強化法の施行日(未定)から令和6年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた株式等の取得

法人課税

■ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(中小M&A税制)(4/4)

4. イメージ



出典: 令和2年12月経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」を一部加工

法人課税

■ 中小企業者等の法人税の軽減税率の延長

改正の内容

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について、15%の軽減措置を2年間延長(令和5年3月31日までに開始する事業年度まで)

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	15%

出典: 令和2年12月経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」



VI 消費課税

➤ 車体課税の見直し

消費課税

■車体課税の見直し(エコカー減税(自動車重量税)の見直し)

改正の内容

- 新しい令和12年度燃費基準としながら、減税対象割合が現行水準と同じになるように基準を維持
- 期限を2年延長(令和5年4月30日まで)

【乗用自動車(軽油自動車を除く)の場合】

【現行】 2019年5月1日～ 2021年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2020年度基準+90%	免税	免税
2020年度基準+40%	免税	
2020年度基準+20%	▲50%	
2020年度基準達成	▲25%	



【改正後】 2021年5月1日～2023年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等(※)	免税	免税
★★★★★ 2030年度基準120%達成	免税	免税
★★★★★ 2030年度基準達成	免税	
★★★★★ 2030年度基準90%達成	免税	
★★★★ 2030年度基準75%達成	▲50%	
★ 2030年度基準60%達成	▲25%	

※「★」は、10%分として表記

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

※クリーンディーゼル車の扱いについては、P21参照

※電気自動車等以外の車については、2020年度燃費基準達成車に限る

消費課税

■車体課税の見直し(環境性能割の見直し)

改正の内容

- 新しい令和12年度燃費基準としながら、非課税対象割合及び減税対象割合が現行水準と同じになるように基準を維持
- 特例措置(1%軽減)の期限を9ヶ月延長(令和3年12月31日まで)

赤字は臨時的軽減措置(1%軽減)
適用期間を2021年12月末まで延長。

【現行】	登録車	軽自動車		【改正後】	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税		電気自動車等(※)	非課税	非課税
2020年度基準+20%	非課税	非課税		★★★★☆ 2030年度基準85%達成	非課税	非課税
2020年度基準+10%	1%	非課税		★★★☆☆ 2030年度基準75%達成	1%⇒0%	非課税
2020年度基準達成	2%	1%		★☆☆☆☆ 2030年度基準60%達成	2%⇒1%	1%⇒0%
上記以外	3%	2%		上記以外又は2020年度基準未達成車	3%⇒2%	2%⇒1%

※「★」は、10%分として表記

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

出典：令和2年12月経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」



VII 国際課税

- 外国子会社からの配当に係る外国源泉税等の見直し等
- 外国組合員に対する課税の特例

国際課税

■外国子会社からの配当に係る外国源泉税等の見直し等

1.改正の内容

- ①外国子会社(持株割合25%以上、かつ、6ヶ月以上保有)から受ける配当等の額(外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る。)に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る。(現行:全額損金算入)
- ②外国子会社から受ける配当等の額(外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限る。)に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につきその適用を認める。(現行:全額不適用)

2.適用の時期

大綱に具体的な実施時期の記載なし

国際課税

■外国組合員に対する課税の特例

1.改正の内容

外国投資家が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の持分が25%以上であっても、投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告を免除する。

2.適用の時期

大綱に具体的な実施時期の記載なし



VIII 納税環境の整備

- 税務関係書類における押印義務の見直し
- 電子帳簿等保存制度の見直し

納税環境整備

■ 税務関係書類における押印義務の見直し

1. 改正の趣旨

デジタル化推進による行政手続コストの削減や感染症の感染拡大によりあらわになった課題への対応の観点から、税務手続の負担軽減を図るため、一定のものを除き税務関係書類の押印義務を廃止する。

2. 改正の内容

	原則	例外
取扱い	税務関係書類全般は押印不要	次に掲げる書類に関しては引き続き押印を要する ①担保提供関係書類、物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 ②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類
具体例	確定申告書、修正申告書等 年末調整関係書類 国税、地方税各届出書	①所有権移転登記承諾書、質権設定の承諾書 ②遺産分割協議書

※国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする

※施行日前においても、押印を要しないこととする税務書類については、運用上押印がなくても改めて求めない

※地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする

3. 適用の時期

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用

納税環境整備

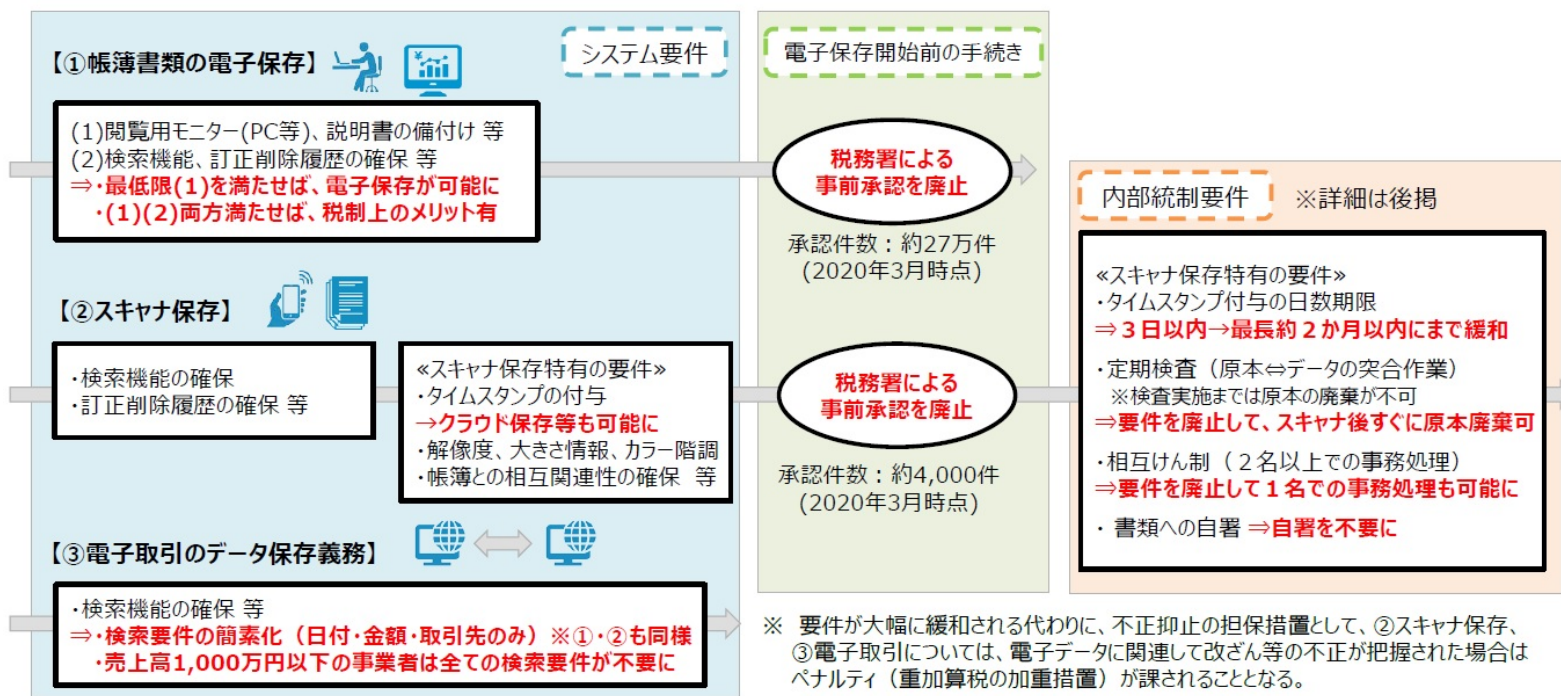
■電子帳簿等保存制度の見直し(1/4)

1.改正の趣旨

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性向上、テレワーク推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準向上のため、国税関係帳簿書類の電子的な保存手続きを抜本的に見直す。

2.改正の内容

○電子帳簿保存制度の各種要件と令和3年度税制改正大綱における見直し事項（全体像）



出典：経済産業省『令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について』

納税環境整備

■電子帳簿等保存制度の見直し(2/4)

3.改正の内容

(1)国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度

内容	改正前	改正後
承認制度	税務署長等の承認が必要	税務署長等の承認制度を廃止
保存要件	自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合、次に掲げる要件に従い、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存が出来る	変更なし
	電磁的記録の保存に関する要件 ①訂正/削除や入力時間などを確認出来るシステムを利用する(日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)が認証する会計ソフト等を利用) ②電子化した帳簿の記録事項と帳簿に関連する記録事項の相互関連性を確認できるようにする ③システム概要書やマニュアル等の備付けを行う ④PCや周辺機器を備付け、整然かつ明瞭に、速やかな画面・書面出力が行える ⑤年月日/科目/金額やそれらの組み合わせなど、一定の要件を満たした検索機能を確保する	電磁的記録の保存に関する要件 (保存要件の変更) ①システム概要書やマニュアル等の備付けを行う ②PCや周辺機器を備付け、整然かつ明瞭に、速やかな画面・書面出力が行える ③国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、応じる
優遇措置	—	改正前の全ての要件を満たす電子帳簿保存を行う者について、修正申告/更正があった場合、過少申告加算税から5%控除 ※1 隠蔽・仮装された事実がある場合を除く ※2 あらかじめ届出書の提出が必要

納税環境整備

■電子帳簿等保存制度の見直し(3/4)

(2)国税関係書類に係るスキャナ保存制度

内容	改正前	改正後
承認制度	税務署長等の承認が必要	税務署長等の承認制度を廃止
タイムスタンプ	①タイムスタンプ付与期間は3営業日以内 ②スキャナーで読み取る際に自署が必要 ③訂正/削除の履歴の確保に関し特定の要件	①付与期間を入力期間と同様の2月以内とする ②スキャナーで読み取る際の自署を不要とする ③訂正/削除の事実及び内容を確認できるシステムで、その記録の保存によりタイムスタンプに代えることができる
適正事務処理要件	適正事務処理要件あり (相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備等)	適正事務処理要件の廃止
検索要件	①年月日、勘定科目、金額その他主要な項目により検索できる ②日付又は金額の範囲指定で検索できること ③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できる	検索項目を年月日、金額、取引先名に限定 電磁的記録のダウンロードに応じる場合、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保を不要とする

(3)電子取引(※)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

内容	改正前	改正後
承認制度	税務署長等の承認が不要	変更なし
タイムスタンプ	タイムスタンプ付与期間は遅滞なく行う	国税関係書類と同様の2ヵ月以内とする
検索要件	国税関係書類と同様の検索項目等	検索項目を国税関係書類と同様の措置とし、一定時点の売上高が1,000万円以下である保存義務者は、電磁的記録のダウンロードに応じる場合に検索要件の全てを不要とする

※ 取引情報の授受を電磁的方式により行う取引(EDI取引等をいう)

納税環境整備

■電子帳簿等保存制度の見直し(4/4)

(4)適正な保存を担保するための措置

内容	改正前	改正後
不正抑止の担保措置	—	隠蔽・仮装があった場合には、通常課される重加算税の額に申告漏れに係る本税の10%を加算
電磁的記録の出力書面等の保存	申告所得税及び法人税における取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う電磁的記録の出力書面等の保存により電磁的記録に代えることができる	左記、出力書面による代替措置の廃止

4.適用の時期

令和4年1月1日から施行し、同日以後備付けを開始する国税関係帳簿または保存を行う国税関係書類に適用



Ⅸ 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等

➤ 相続税・贈与税の現状と課題

相続税・贈与税の現状と課題

■ 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和3年度税制改正大綱(抄)

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) 相続税・贈与税のあり方

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

出典：令和3年度税制改正大綱「令和3年度税制改正の基本的考え方5(3) 相続税・贈与税のあり方」

相続税・贈与税の現状と課題

■経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月26日
政府税制調査会

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

②資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

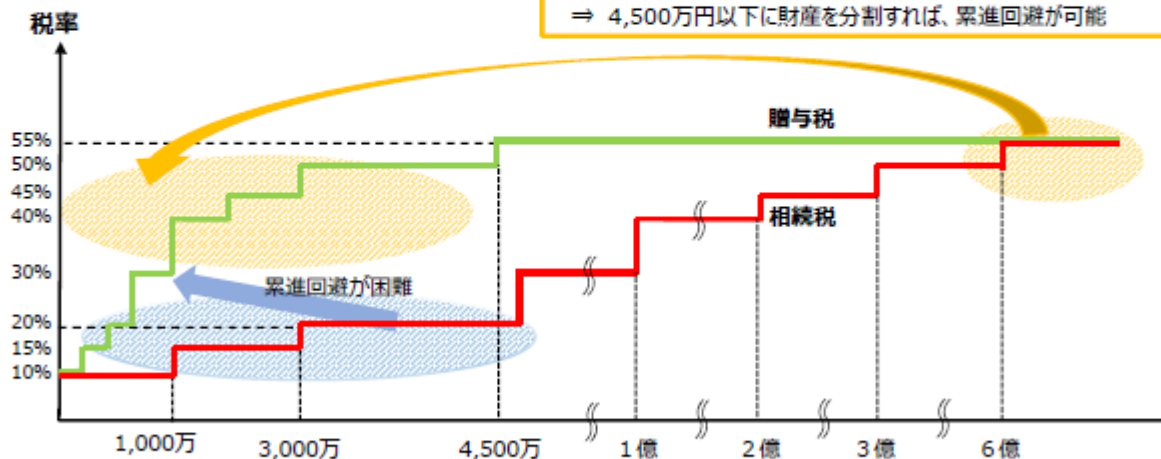
相続税・贈与税の現状と課題

■我が国の相続税と贈与税の関係

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い（ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用）。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

(参考) 相続税と贈与税の税率構造 (イメージ)

例：相続財産（法定相続分）が6億円超（限界税率55%）の場合
⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能



例：相続財産（法定相続分）が4,000万円（限界税率20%）の場合

- ・ 財産を1,000万円に分割しても、贈与税の限界税率30%（累進回避は困難）
- ・ 財産を400万円に分割した場合、贈与税率15%（累進回避が可能）

贈与税：課税価格（取得財産価額－基礎控除額）
相続税：各法定相続人の法定相続分相当額
（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）

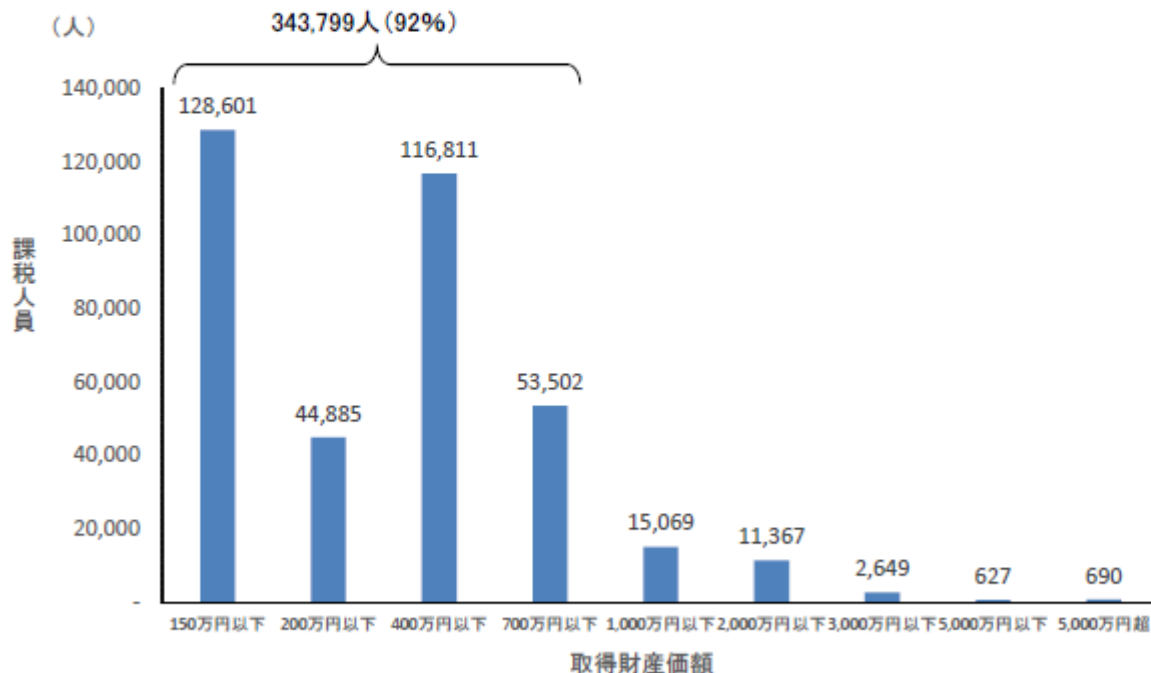
出典：令和2年11月財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」

相続税・贈与税の現状と課題

■ 暦年課税の取得財産価額階級別の課税人員

○ 暦年課税の贈与(37.4万人)は、取得財産価額が700万円以下のもの(限界税率:10%~20%)が約9割となっている。

暦年課税の課税人員 (平成30年分)



● 贈与税の税率表

税率	課税価格(取得財産価額-基礎控除額)	
	直系卑属	一般
10%	~200万円	~200万円
15%	~400万円	~300万円
20%	~600万円	~400万円
30%	~1,000万円	~600万円
40%	~1,500万円	~1,000万円
45%	~3,000万円	~1,500万円
50%	~4,500万円	~3,000万円
55%	4,500万円~	3,000万円~

(出所)「国税庁統計年報書」より作成

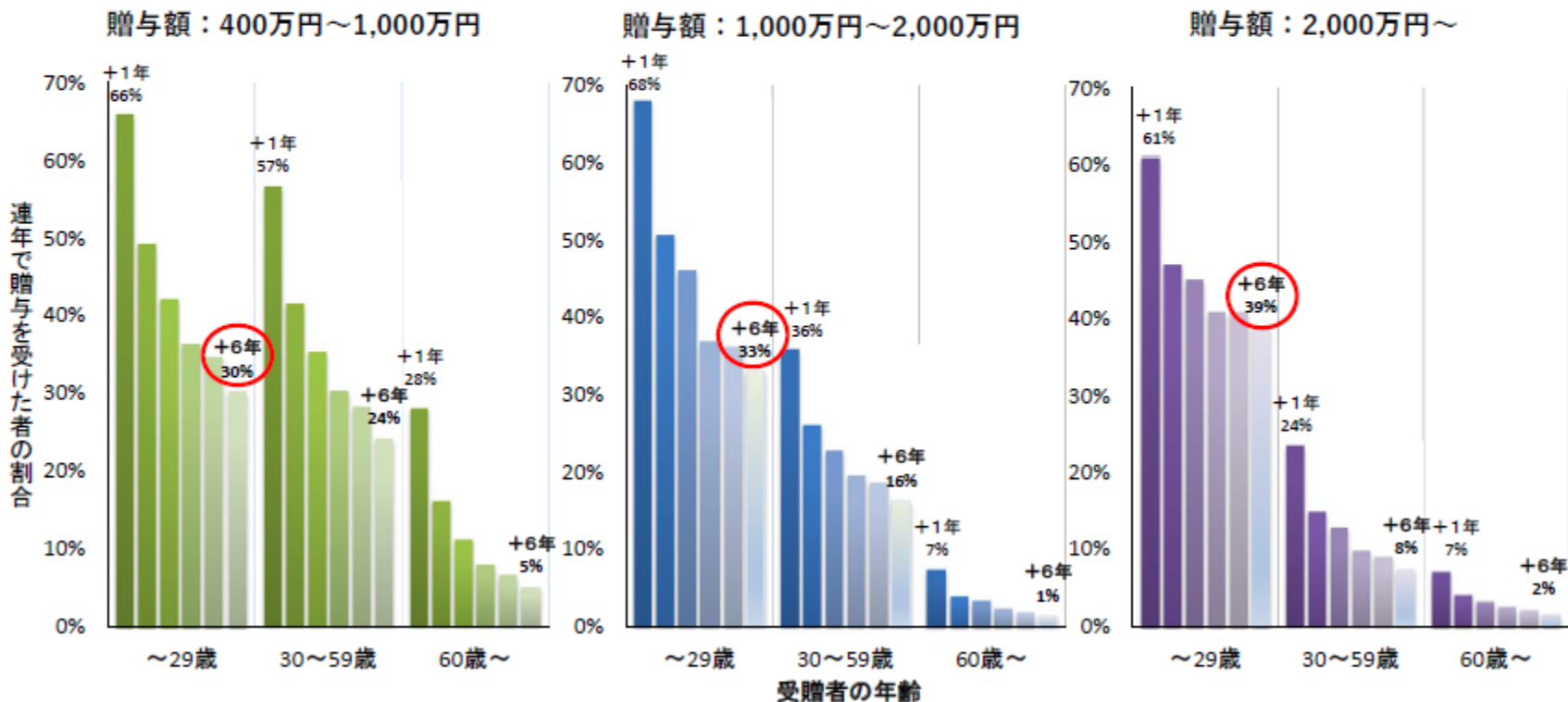
(注)「課税人員」は、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)の計数である。

出典:令和2年11月財務省「説明資料[資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について]」

相続税・贈与税の現状と課題

■連年贈与の状況

- 平成24年分に贈与税の申告書を提出した者※の翌年以降の申告状況について分析したところ、複数年にわたって連続して贈与(連年贈与)を行っているケースが多く見受けられた。
 - 特に、受贈者の年齢層が低いほど連年贈与の割合が高くなっていた。
- ※贈与額が400万円以上の者に限る。



出典:令和2年11月財務省「説明資料[資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について]」

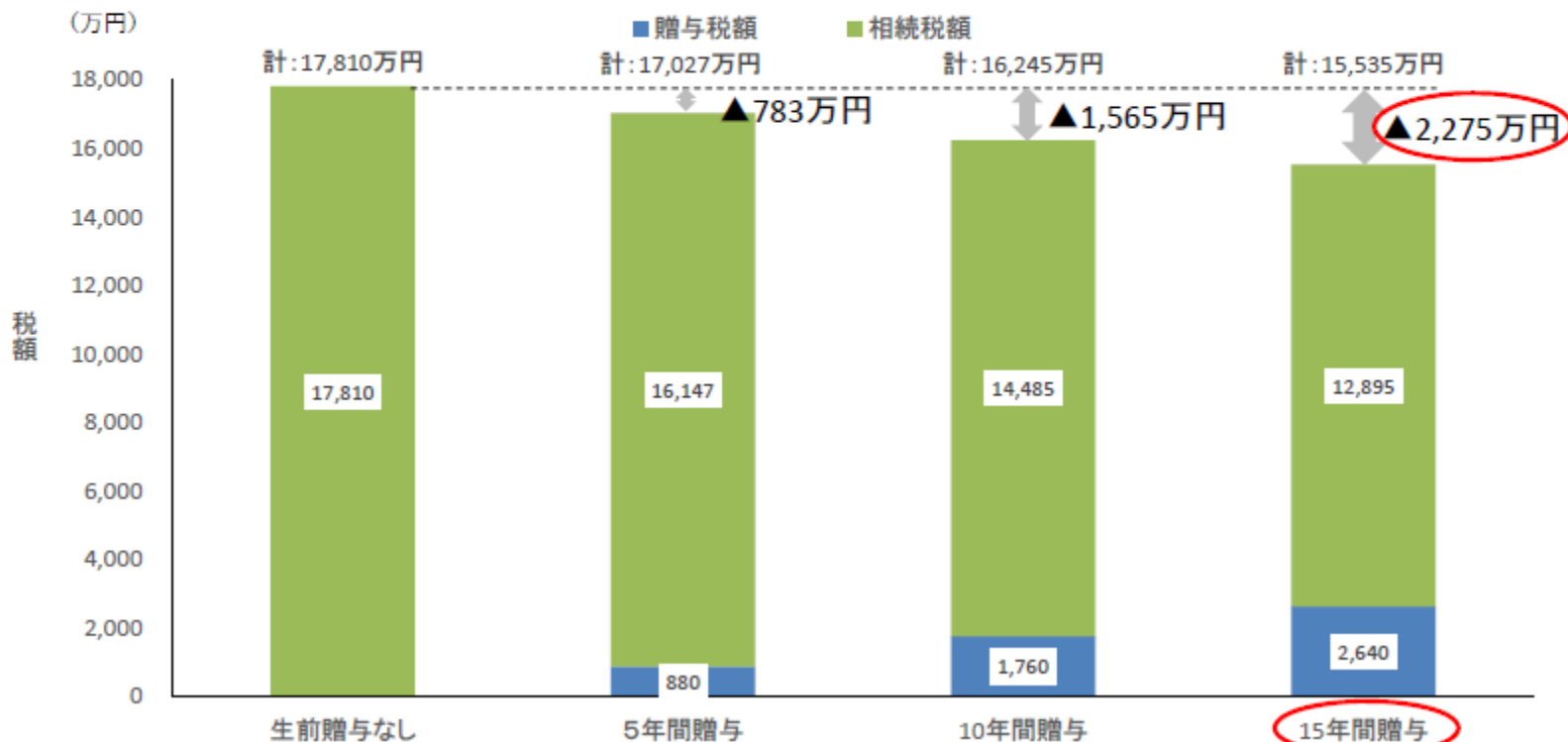
相続税・贈与税の現状と課題

■連年贈与による税負担軽減の計算例

暦年課税の場合、贈与する期間が長いほど、相続のみで移転する場合と比べ、税負担が減少。

○以下の前提で、各パターンごとに贈与税額と相続税額の合計額を計算。

- ・被相続人（贈与者）の総財産は10億円。相続人は、配偶者・子2名の計3名。
- ・配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
- ・子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
- ・贈与額は、子2名にそれぞれ毎年700万円。



出典：令和2年11月財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」

相続税・贈与税の現状と課題

■相続時精算課税制度について

○ 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入

○ 暦年課税との選択制

【具体的な仕組み】

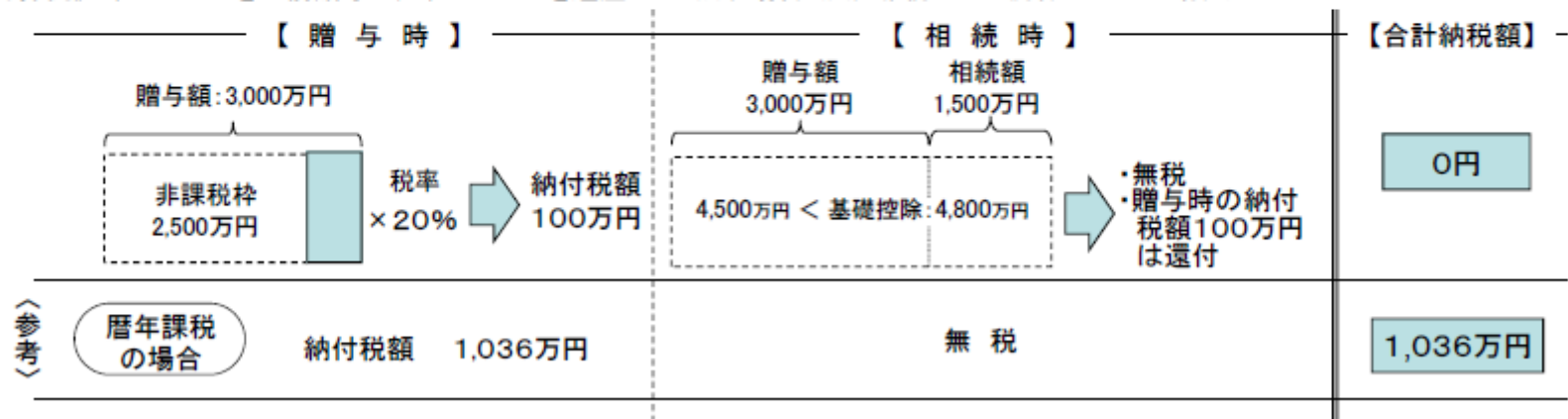
① 贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税

② 相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）



（注1）相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制）
 ※令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

贈与者: 60歳以上の者 受贈者: 20歳※以上の推定相続人及び孫

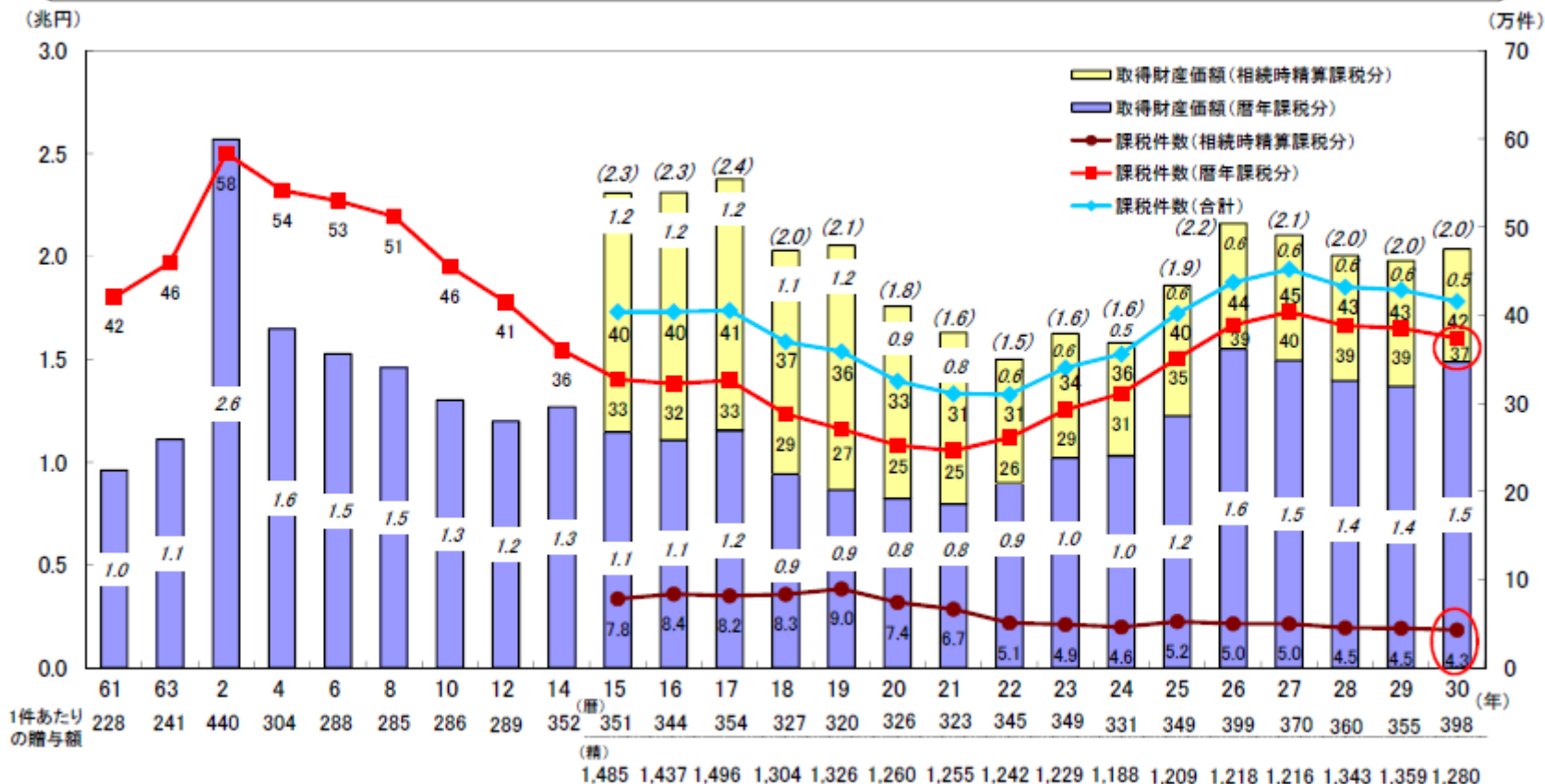
（注2）精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除（毎年110万円）の適用は受けられない。

出典: 令和2年11月財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」

相続税・贈与税の現状と課題

■贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入後、全体の課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による課税件数・贈与額は、暦年課税による課税件数・贈与額が増加傾向にある中でも、減少傾向。

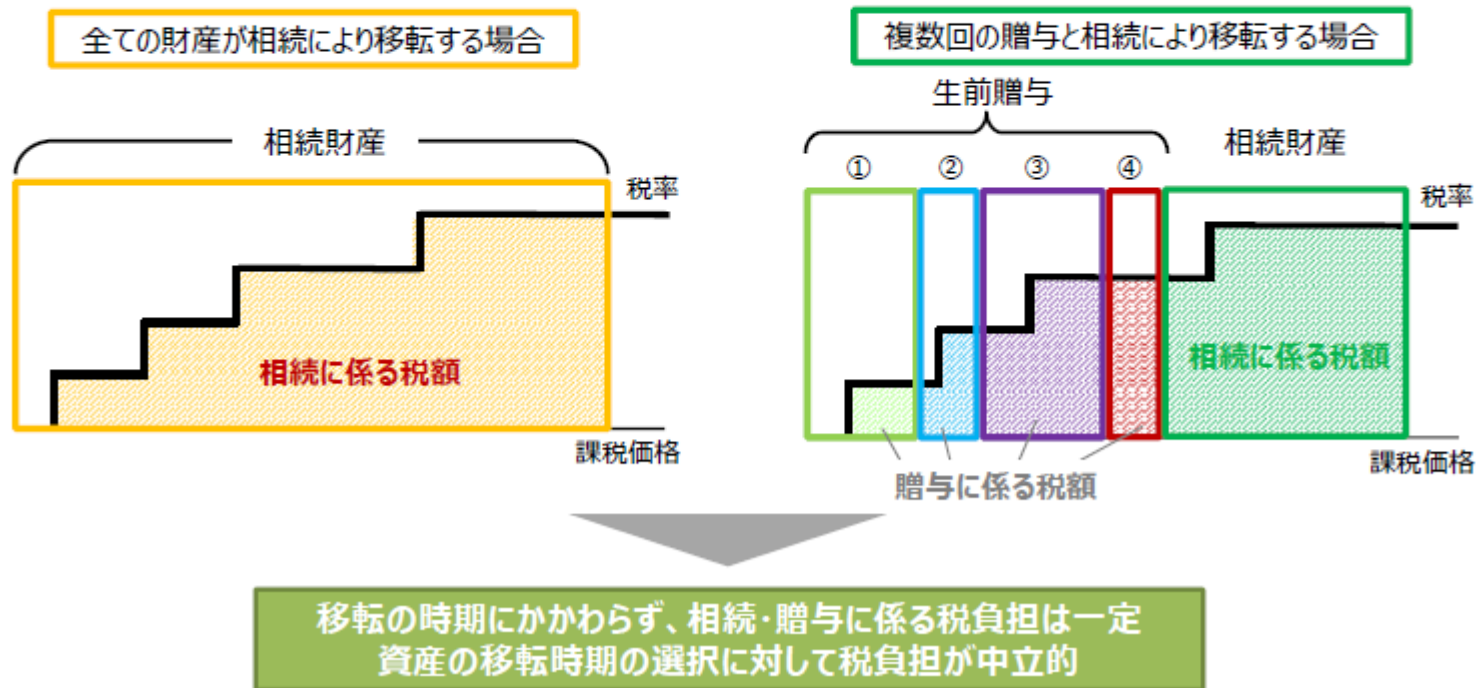


相続税・贈与税の現状と課題

■資産移転の時期の選択に中立的な税制(イメージ)

- 資産の移転の時期(回数・金額含む)にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者(取得者)は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国(米・独・仏)では、贈与税・遺産税(相続税)の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ





X 検討事項

- 平成30年度税制改正大綱検討事項から継続検討事項
- 平成31年度税制改正大綱検討事項から継続検討事項
- 令和2年度税制改正大綱検討事項から継続検討事項
- 令和3年度税制改正大綱新規検討事項

検討事項(1/3)

■平成30年度税制改正大綱検討事項から継続検討事項

・年金課税の総合的な検討

少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

・デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化

総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

・小規模企業等に係る税制

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

検討事項(2/3)

・医療に係る事業税の非課税・軽減税率

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

■平成31年度税制改正大綱検討事項から継続検討事項

・自動車関係諸税についての検討

「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に貢献すべく、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、インフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

■令和2年度税制改正大綱検討事項から継続検討事項

・原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化

・ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税

小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、応益負担の観点、税収に与える影響等を考慮しつつ、対象法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れることについて、引き続き検討する。

検討事項(3/3)

■ 令和3年度税制改正大綱 新規検討事項

・相続等に係る不動産登記の登録免許税のあり方

所有者不明土地等問題の解決に向けた、相続発生時における登記申請の義務化、新たな職権的登記の創設等を含めた不動産登記法等の見直しを踏まえ、必要な税制措置について検討する。

・デジタル社会にふさわしい申告納税制度のあり方

帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及、事後検証可能性確立の観点から、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性確保に向け優良な電子帳簿の普及を促進するための更なる措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方、その工程等について早期に検討を行い、結論を得る。

・税理士制度の見直しの検討


税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、人材確保や税理士に対する信頼の向上も図りながら税理士法の改正を視野に入れて検討を進める。



XI (再掲) 令和2年度税制改正ダイジェスト



税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
一般NISAについて (新NISAの創設)	 減	【投資可能期間】 令和5年12月31日 まで	【投資可能期間】 ・ 令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで 【非課税年間投資限度額】 下記合計 年122万円 ①特定累積投資勘定(仮称) ・ 年20万円 ・ 投資信託など低リスク商品に 投資対象を限定 ②特定非課税管理勘定(仮称) ・ 年102万円 ・ 原則、積立枠への投資を行った 場合のみ投資枠への投資可能	令和6年1月1日 から 令和10年12月31日 までの投資

税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
つみたてNISAの期限延長		【投資可能期間】 令和19年12月31日まで	【投資可能期間】 令和24年12月31日まで	
ジュニアNISAの終了	—	令和5年12月31日で終了	令和5年12月31日で終了。 令和6年1月1日以降、口座内の上場株式等と金銭の全額を源泉徴収を行わずに払い出し可能。	
エンジェル税制の範囲の拡充等		○設立後3年未満の中小企業者が対象 ○試験研究割合の要件3% ○控除対象限度額は1,000万円	○設立後5年未満の中小企業者も対象に加える ○試験研究費割合の要件を5%に引き上げる ○控除対象限度額を800万円に減額	令和3年1月1日以降


税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
特定口座内保管上場株式等の範囲拡大と、提出方法の電磁化	—	一定事項について、書類による提出のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定口座内に受入可能な上場株式等の範囲に、次の上場株式等を加える。 <ul style="list-style-type: none"> ①取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付株式で非上場株式に該当するものの、権利行使等により取得する上場株式等 ②上場株式等発行法人への役務提供により取得する上場株式等で、払込みや給付を要しないもの ③非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された口座のうち、その設定の時から非課税口座に該当しないこととされた口座内で管理されている上場株式等 ・一定事項について、書類提出に代えて電磁的記録の提供が可能 	大綱に記載なし

税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	 減	—	<p>個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において以下の要件を満たすときは、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から、100万円を控除することができる。</p> <p>【要件】</p> <p>①譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えていること</p> <p>②譲渡対価として一定の額が500万円以下であること</p> <p>③低未利用土地等の土地であること等について市区町村長の確認がされていること</p> <p>④配偶者等の特別な関係がある者に対する譲渡ではないこと</p> <p>⑤適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地等について、前年又は前々年にこの制度の適用を受けていないこと等</p>	<p>令和2年7月1日(※)から令和4年12月31日までの間にされた譲渡に適用する</p> <p>※または土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日のいずれか遅い日</p>



税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が譲渡等により消滅等した場合の譲渡所得計算上の取得費について(計算方法の明確化)	—	—	<p>【消滅等の対価を受け取った場合】 その被相続人に係る居住建物等の取得費に一定の割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とする</p> <p>【消滅の前にその居住用建物等を譲渡した場合】 その居住用建物等の取得費から配偶者居住権等の取得費を控除した金額とする</p>	<p>記載なし (配偶者居住権に係る民法施行日が2020年4月1日以後のため、施行日以後について適用開始と考えられる)</p>


税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
国外中古建物に係る不動産所得に係る損益通算等の特例		<p>○ 国外不動産所得の減価償却費の額を含めた損失の額の損益通算可</p>	<p>○ 国外中古建物の不動産所得で損失が生じた場合、その損失のうち、減価償却費に相当する金額は、生じなかったものとみなす。</p> <p>○ 上記国外不動産を譲渡した場合には、譲渡所得の計算上、取得費から、上記「なかったものとみなされた」償却費の額を控除しない</p>	<p>令和3年以降の各年において生じる国外不動産所得の損失について適用</p>
未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(夫)控除の見直し		<p>○ 未婚のひとり親については寡婦(夫)控除の対象外</p>	<p>○ 未婚のひとり親のうち、生計を一にする子(総所得金額が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下である場合等に該当した場合、その年分の総所得金額から35万円を控除する</p> <p>○ 扶養親族・生計を一にする子を有する寡婦の要件に、寡夫と同様に、合計所得金額500万円の所得制限を加える</p>	<p>令和2年分以降の所得税について適用</p>


税制改正ダイジェスト

■ 個人所得課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用		—	30歳以上70歳未満の非居住者のうち、一定の要件に満たさない者は、扶養控除の対象となる親族に含めない (留学による非居住者・障害者・生活費等を38万円以上受けている者)	令和5年1月1日以降に支払われる給与等について適用
確定申告に係る諸手続き	—	—	①前々年分の雑所得が300万円以下である個人は、現金主義による所得計算の特例の適用可、1,000万円超の者は内訳書の提出必要 ②医療費控除の適用を受ける際の添付資料の簡素化 ③特定寄付金の添付書類の簡略化(特定寄付金の額等を証する書類に代えて、特定寄付仲介業者の発行した書類の添付をできるようにする)	①令和4年分以降の所得税適用 ②,③令和3年分以降の確定申告に適用



税制改正ダイジェスト

■ 資産課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
所有者不明土地等に 係る課税上の課題への 対応	—	—	<p>【①現に所有している者の申告の制度化】 市町村長は、土地等について、登記簿等に所有者として登記等されている個人が死亡している場合に、その土地等を現に所有している者（「現所有者」という）に、条例で定めるところにより、現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。</p> <p>【②使用者を所有者とみなす制度の拡大】 市町村は、一定の調査をしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、使用者に固定資産税を課することができることとする。</p>	<p>①令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に現所有者であることを知った者について適用</p> <p>②令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用</p>
固定資産税の課税標準の特例措置の創設		—	電波法の規定によりローカル5G無線局の免許を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産（5Gに関する設備等で取得価額の合計額が3億円以下のものに限る）に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を講ずる。	令和4年3月31日まで

税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
オープンイノベーションに係る措置の創設		—	青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものが特定株式を取得し、取得日の事業年度末まで保有している場合 ○中小企業・・・取得価額の25%の所得控除 ○大企業・・・取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したとき、その経理した金額の合計額を損金算入できる →取崩事由に該当した場合には益金算入	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した株式について適用
大企業に係る研究開発税制及び賃上げ税制の税額控除の見直し		【研究開発税制】 国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えること 【賃上げ税制】 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であること	【研究開発税制】 国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること 【賃上げ税制】 国内設備投資額が当期償却費総額の95%以上であること	大綱に具体的な実施時期の記載なし

税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設	減	—	青色申告書を提出する法人で一定のシステムを行うものが特定高度情報通信用認定等設備等の取得をして国内事業の用に供した場合、30%の特別償却と15%の税額控除の選択適用ができる	特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの期間
交際費の損金不算入の見直し	増	接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人に制限なし	左記の特例につき、資本金等の額が100億円を超える法人を除外する	2年延長 (令和4年3月31日まで延長)
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	増	○常時使用する従業員の数の要件は1,000人以下	○対象法人から連結法人を除外 ○常時使用する従業員の数の要件を500人以下に	令和4年3月31日まで 2年間延長

税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
連結納税制度の見直し	—	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な仕組み 親法人が全法人の法人税の申告をまとめて行う ○損益通算の方法 全法人の所得を通算して申告書を作成 ○修正申告があった場合 親法人にて、修正申告後の所得に基づき税計算及び欠損金額の計算を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な仕組み 親法人及び子法人が各法人の法人税の申告を行う ○損益通算の方法 欠損法人の欠損金額の合計額を所得法人の所得の金額で按分して損益通算し、所得法人において損金に算入し、欠損法人にて益金算入する ○修正申告があった場合 各法人にて、当初申告の所得に基づき税計算及び欠損金額の計算を行う 	令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用



税制改正ダイジェスト

■ 法人課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
地方拠点強化税制の見直し	減	—	<ul style="list-style-type: none"> ○地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却等の適用期限延長 ○地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除について一定の措置の上適用期限延長 	令和4年3月31日まで延長
企業版ふるさと納税制度の見直し	減	税額控除限度額は支出した寄付金の合計額の20%を基礎	<ul style="list-style-type: none"> ○税額控除限度額を支出した寄付金の額の40%を基礎 ○その他手続きの簡素化、対象寄付金の範囲の見直し 	令和7年3月31日まで延長
特定の資産の買い替えの場合等の課税の特例の見直し	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○適用期限の延長 ○適用範囲、繰延割合等の見直し 	3年延長 (一部措置については令和3年3月31日まで)

税制改正ダイジェスト

■ 消費課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
消費税の申告期限の特例の創設		消費税は申告期限の特例なし	<p>○法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人が、消費税の提出期限の延長の特例の届出書を提出した場合には、提出期限を1月延長する。</p> <p>○納付については、延長された1ヵ月分には利子税が課される。</p>	令和3年3月31日以降に終了する事業年度の末日が属する課税期間から適用
居住用賃貸物件の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化		<p>○居住用賃貸物件についても課税売上を計上することで仕入税額控除可能</p> <p>○契約上居住用であることが明らかでない場合課税仕入れの対象</p>	<p>○居住用賃貸物件の課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を認めないこととする</p> <p>○貸付用途が明らかでない場合でも、建物の状況から住宅用途であることが明らかな場合には当該貸付に係る消費税を非課税とする</p>	令和2年10月1日以降仕入を行った場合

税制改正ダイジェスト

■ 国際課税

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応	↑ 増	—	特定関係子法人から受ける配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合、その配当に係る益金不算入額を帳簿価額から引き下げる。	大綱への記載なし
非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し	—	—	○特定法人の対象の見直し ○適用者及び定義既定の明確化 ○特定手続等の見直し ○特定取引の範囲の見直し	令和2年4月1日より (一部は令和4年1月1日より)
外国子会社合算税制の見直し	—	—	①部分合算課税制度の対象となる受取利息の範囲の見直し ②投資法人等に対する合算課税への二重措置課税への対応	①は令和2年4月1日以後開始事業年度 ②は令和2年4月1日以前開始事業年度

税制改正ダイジェスト

■ 納税環境整備

内容	負担	改正前	改正後	実施時期
国外財産調書制度等の見直し	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ①相続により取得した国外財産の記載義務の緩和 ②国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し ③過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し ④国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提示がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ①は令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書 ②～④は令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
利子税・還付加算金の割合の引下げ	—	一定の場合、利子税・還付加算金の割合を(貸付基準割合+1%)をベースに算定	一定の場合、利子税・還付加算金の割合を(平均貸付割合+0.5%)をベースに算定	令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用

連絡先・照会先

税理士法人 渡邊芳樹事務所
赤坂オフィス(担当:酒井)

住所：東京都港区赤坂7-6-15
赤坂ロイヤルビル501

電話：03－5575－8270

FAX：03－5575－8271



税理士法人渡邊芳樹事務所

【赤坂本部】

〒107-0052

東京都港区赤坂7-6-15

赤坂ロイヤルビル501

TEL: 03-5575-8270

FAX: 03-5575-8271

【麴町オフィス】

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-1

麴町ダイヤモンドビル11F

TEL: 03-6630-8555

FAX: 03-3230-8620

【大阪オフィス】

〒541-0048

大阪府大阪市中央区瓦町2-4-7

新瓦町ビル7F

TEL: 06-6227-6887

FAX: 06-6227-6888

URL: <https://www.crowe.com/jp/about-us/our-office/tax>

グループ会社: 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング